



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

号外 1

平成25年4月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

監査委員公表

包括外部監査結果に関する結果の公表(監査委員事務局)

監査委員公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があつたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年4月26日

新潟県監査委員	野上信子
新潟県監査委員	西川洋吉
新潟県監査委員	大渕健
新潟県監査委員	石上和男

包括外部監査結果報告書 別冊のとおり

補助金等の事務の執行について

平成25年4月26日(金)

新潟県報

号外1

平成 24 年度

包括外部監査結果報告書

補助金等の事務の執行について

平成 25 年 3 月

新潟県包括外部監査人

西 村 克 広

第1章 包括外部監査の概要	1
I. 監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
III. 監査対象機関等	1
IV. 監査の対象年度	1
V. 特定の事件を選定した理由	1
VI. 監査の着眼点	2
VII. 監査の実施期間	2
VIII. 監査の実施体制	2
IX. 利害関係	2
第2章 包括外部監査対象の概要	3
I. 補助金等の概要	3
1. 補助金等の意義	3
2. 補助金等の事務手続の流れ	3
3. 平成23年度の県の一般会計決算にみる補助金等	6
II. 監査対象とした補助金等	9
1. 選定方法	9
2. 監査対象補助金等一覧	13
第3章 包括外部監査の方法	17
I. 監査実施上の視点	17
II. 監査の着眼点	18
1. 補助事業等には公益性はあるか	18
2. 補助金等の申請、決定、交付等の事務手続きは適正に行われているか	18
3. 補助金等の対象となる経費の範囲は適切であるか	18
4. 補助金等の金額の算定方法は適切であるか	19
5. 補助金等の効果測定は適切に行われているか	19
III. 監査手続	20
1. 調査票の配付及びアンケートの実施	20
2. 主な監査手法	25

第4章 包括外部監査の結果.....	26
I. 監査の着眼点とアンケートの結果	26
1. 補助事業等に公益性はあるか	26
2. 補助金等の申請、決定、交付等の事務手続きは適正に行われているか	26
3. 補助金等の対象となる経費の範囲は適切であるか	30
4. 補助金等の金額の算定方法は適切であるか	33
5. 補助金等の効果測定は適切に行われているか	34
II. 適正な補助金等の執行	37
1. 補助金等に係る事務手続きについて	37
2. 補助対象経費の適正性について	43
3. 補助金等の算定方法について	47
III. 効果的な補助金等の執行	50
1. 補助金等の「評価」の現状について	50
2. 新潟県における政策評価について	56
3. 各事業の効果測定等について	60
4. 補助金等の評価の活用について（事例紹介）	86
IV. 最後に	89
資料編.....	91

第1章 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

補助金等の事務の執行について

III. 監査対象機関等

産業労働観光部、農林水産部、農地部及び土木部において関係する課・室並びに地域振興局において関係する部

IV. 監査の対象年度

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度も対象とする。

V. 特定の事件を選定した理由

新潟県は、平成 18 年に県政運営の基本方針である新潟県「夢おこし」政策プランを策定し、その中で、付加価値の高い産業の振興を政策目標の一つとしている。

県は政策目標を実現するため、産業振興施策に関連する多種多様な補助金等を支出している。（参考：平成 22 年度の補助費等の県全体の支出実績は 2,151 億円であり、一般会計歳出決算額 1 兆 1,654 億円に対し 18.5% となっている。）

産業振興に関連する補助金等の支出は、県の政策目標実現に向けた重要な施策であることから、補助金等の事務の執行に関して、制度の実態を把握するとともに、その問題点・課題等を検討することは有意義であると考え、平成 24 年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

VI. 監査の着眼点

1. 補助対象事業には公益性はあるか。
2. 補助金等の申請、決定、交付等の事務手続きは適正に行われているか。
3. 補助金等の対象となる経費の範囲は適切であるか。
4. 補助金等の金額の算定方法は適切であるか。
5. 補助金等の効果測定は適切に行われているか。

VII. 監査の実施期間

平成 24 年 7 月 24 日から平成 25 年 3 月 19 日

VIII. 監査の実施体制

包括外部監査人 公認会計士 西村 克広

同補助者 公認会計士 小出 忠由
公認会計士 風間 優輝
公認会計士 田中 保隆
公認会計士 佐藤 馨

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注意事項) 報告書表中の数値は、原則として単位未満を切り捨てている。したがって、内訳の集計と記載合計が一致しない場合がある。また、百分率は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表示している。

第2章 包括外部監査対象の概要

I. 補助金等の概要

1. 補助金等の意義

国の補助金の申請、交付等の手続きに関する一般的規則規範として「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）が定められている。適正化法では、「補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と規定されている。

適正化法が適用される補助金等の各区分は、以下のように整理される。なお、地方公共団体も同様の取扱いをしている。

補助金	国が相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するためあるいは奨励するために、財政的な援助として国が相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金
負担金	相手方が行う事務又は事業につき國も一定の義務あるいは責任があるので、その程度に応じて國が相当の反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金
利子補給金	資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行う者に対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、國が相当の反対給付を受けないで給付する給付金
その他政令で定めるもの	補助金、負担金又は利子補給金という名称によらない経費で相当の反対給付を受けない給付金という性格のものも多く、その性格から、このような経費も同法を適用すべきであるため、その経費が具体的に同法の施行令で指定されている。

※ 「地方公共団体歳入歳出科目解説」より監査人により要約抜粋

2. 補助金等の事務手続きの流れ

県は、適正化法の規定に準じた「新潟県補助金等交付規則」（昭和32年新潟県規則第7号。以下「交付規則」という。）を定め、補助金等の申請手続・審査・実績報告等の補助金交付に関して必要な事項を規定している。また、原則として補助事業等毎に交付要綱及び交付要領等（以下「交付要綱等」という。）を定め、補助事業の適正な執行を図ることとしている。

補助金等に関する県の 基本的ルール	【交付規則】 補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関し必要な事項を定めている。
個別の補助金等毎の 支給のルール	【交付要綱】 補助金等交付事務の簡素合理化を目的とした「補助金交付要綱準則等について」(昭和 54 年 4 月 2 日付け財内第 24 号総務部長通知)により、「補助金交付事務統一実施基準」及び「補助金交付要綱準則」に基づき、補助金等毎に交付に係る基本的事項を定めている。
	【実施要領等】 交付要綱の中で複数の補助事業が設定されている場合等、交付要綱に定める事項を補完し、具体的な手続等を定めている。

本監査では、交付規則に定められた以下の規定に準じて、補助金等により財政的な支援を行う事務又は事業を「補助事業等」といい、「補助事業等」を行う者を「補助事業者等」という。

なお、補助事業等は、複数の補助事業者等により行われることがある。各補助事業者等が行う補助事業等の内容は、目的は一にしているが実施する手段・手法が異なることから、この場合、各補助事業者等が行う補助事業等については「活動」や「取組」と記し、「補助事業等」との区別を明確にする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。ただし、第 1 号から第 3 号までに掲げるものについては、国家公務員共済組合法(昭和 23 年法律第 69 号)第 86 条第 2 項の規定による負担金その他別に定めるものを除く。

- (1) 補助金
- (2) 負担金
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県以外の者が担当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は

間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

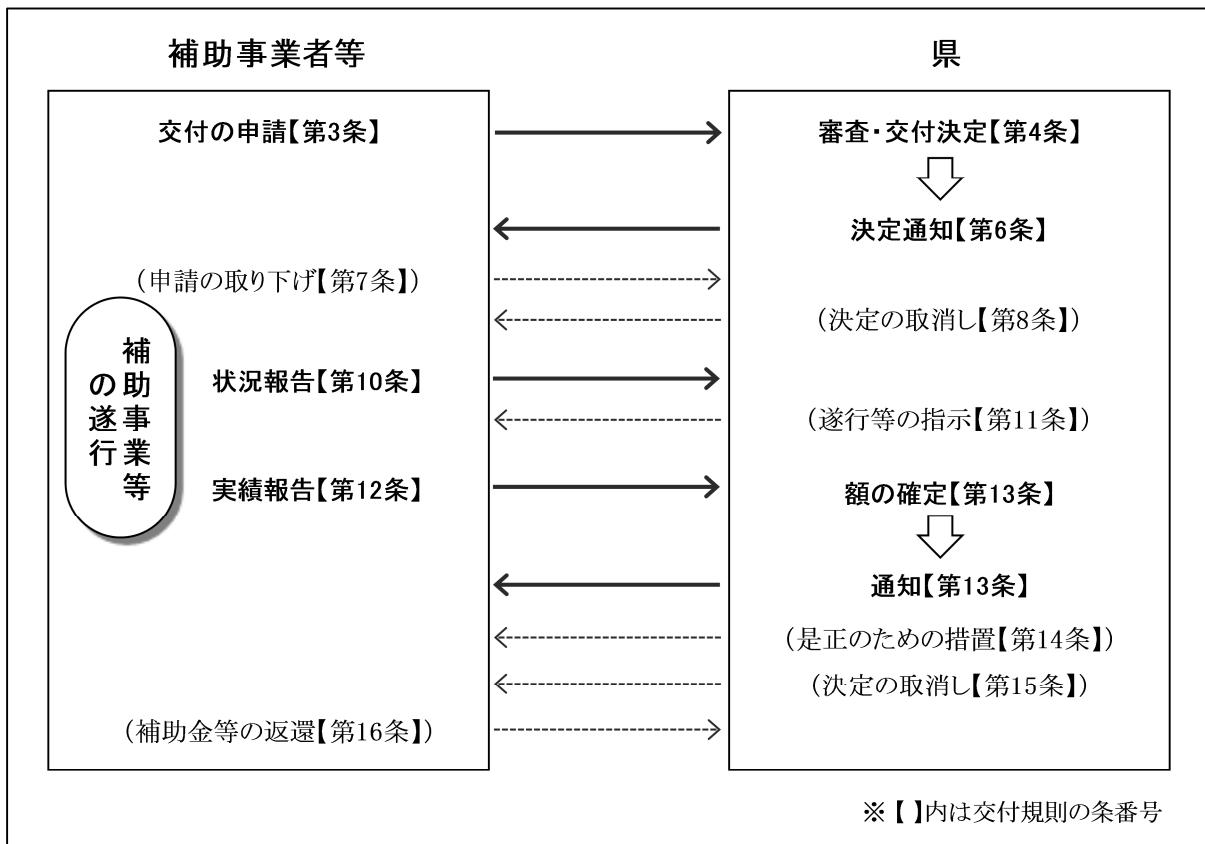
(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

交付規則に定める一般的な補助金等の事務手続きを図示すると、以下のとおりである。

【一般的な補助金等の事務手続きの流れ】



3. 平成 23 年度の県の一般会計決算にみる補助金等

平成 23 年度における県の一般会計の決算状況は下記のとおりである。歳入決算額 1 兆 2,364 億 79 百万円から歳出決算額 1 兆 2,155 億 96 百万円を差し引いた形式収支額は 208 億 83 百万円で、前年度と比較すると 5 億 5 千万円の減となっている。また、形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 10 億 3 千万円で、前年度と比較すると 2 億 3 百万円の減となっている。

(百万円、%)

区分	平成 22 年度 (a)	平成 23 年度 (b)	増減額 (b)-(a)	増減率 (b-a)/(a)
歳入決算額	1,186,851	1,236,479	49,628	4.2
歳出決算額	1,165,419	1,215,596	50,177	4.3
形式収支額	21,433	20,883	△ 550	△ 2.6
翌年度繰越財源	20,200	19,853	△ 346	△ 1.7
実質収支額	1,233	1,030	△ 203	△ 16.5

形式収支	… 歳入決算から歳出決算を単純に差し引いたもの。現金主義により、当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示している。
実質収支	… 形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（当該年度に施行すべき事業を何らかの理由により翌年度に繰り越したもの等に充てるべき現金）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、一般的に黒字、赤字とは実質収支上のことという。

歳入としては、県税収入（2,198 億 8 百万円、対前年度比 12 億 93 百万円増）等の自主財源が 4,807 億 93 百万円で、前年度と比較すると 231 億 28 百万円の増となっている。また、地方交付税（3,064 億 15 百万円、対前年度比 86 億 38 百万円増）や県債（2,607 億 23 百万円、対前年度比 171 億 84 百万円増）等の依存財源が 7,556 億 86 百万円となっており、歳入に占める依存財源の割合は 61.1% になる。

歳出を性質別に分類したものが下記の表である。今回監査対象とする補助金等は、「補助費等」に含まれ、平成 23 年度の「補助費等」の決算額は 2,169 億 46 百万円（対前年度比 17 億 59 百万円増）であり、歳出全体の 17.8% を占める。

(百万円、%)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
消費的経費	563,969	48.4	576,165	47.4	12,195	2.2
人件費	287,712	24.7	289,117	23.8	1,404	0.5
物件費	31,334	2.7	35,774	2.9	4,440	14.2
維持補修費	20,555	1.8	24,782	2.0	4,227	20.6
扶助費	9,181	0.8	9,546	0.8	366	4.0
補助費等	215,188	18.5	216,946	17.8	1,759	0.8
投資的経費	190,255	16.3	203,602	16.7	13,347	7.0
普通建設事業費	187,113	16.1	188,671	15.5	1,558	0.8
災害復旧事業費	3,142	0.3	14,931	1.2	11,789	375.2
その他の経費	411,194	35.3	435,829	35.9	24,635	6.0
公債費	260,362	22.3	268,761	22.1	8,399	3.2
積立金	23,464	2.0	42,173	3.5	18,709	79.7
金融的経費	84,039	7.2	84,384	6.9	345	0.4
繰出金	43,329	3.7	40,511	3.3	△ 2,818	△ 6.5
合計	1,165,419	100.0	1,215,596	100.0	50,177	4.3

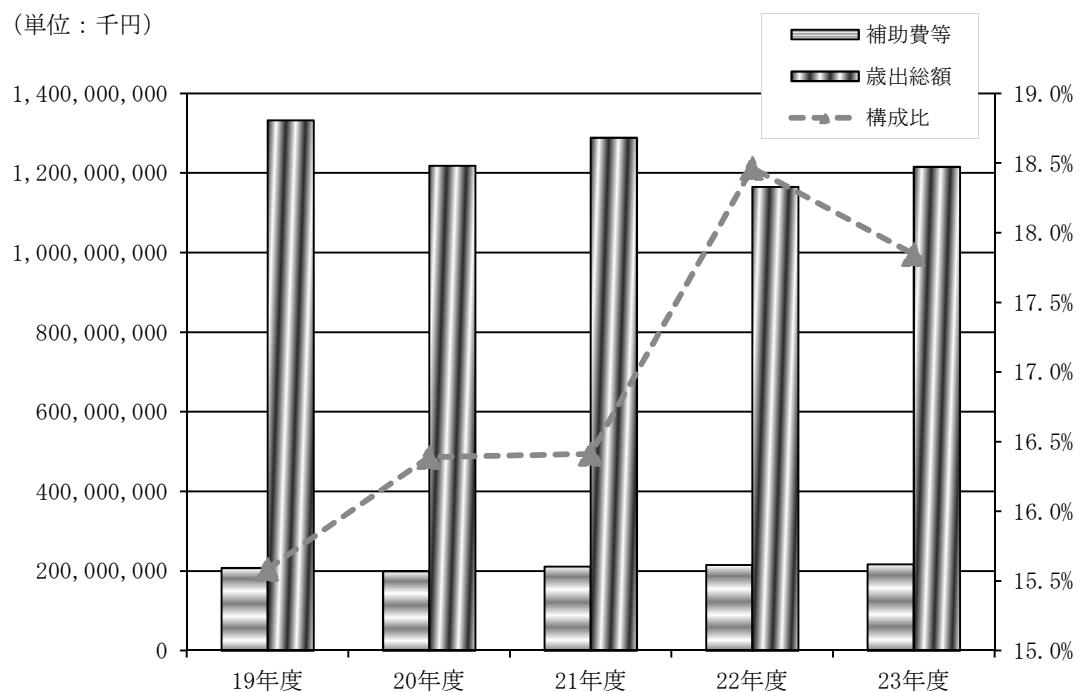
なお、一般会計における歳出と補助費等の平成 19 年度から平成 23 年度までの推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度 項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
補助費等(A)	207,742,587	199,665,703	211,517,293	215,187,614	216,946,183
歳出総額(B)	1,332,852,470	1,218,218,416	1,288,721,681	1,165,418,604	1,215,595,824
構成比(A/B)	15.6%	16.4%	16.4%	18.5%	17.8%

(注) 各年度の「普通会計決算及び基金運用状況の審査意見」より抜粋、一部加工

上記の推移表をグラフにすると以下のとおりである。



II. 監査対象とした補助金等

1. 選定方法

地方公共団体の予算については、地方自治法第 216 条等の規定により、歳入、歳出とともに定められた区分により「款、項、目、節」に区分されている。

【地方自治法】

(歳入歳出予算の区分)

第 216 条 歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

【地方自治法施行令】

(予算の執行及び事故繰越し)

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- (1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - (2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行うこと。
 - (3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第 3 号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

【地方自治法施行規則】

第 15 条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

- 2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

地方自治法施行規則で定める歳出予算に係る節の区分は、以下のとおりであり、28の節が定められている。

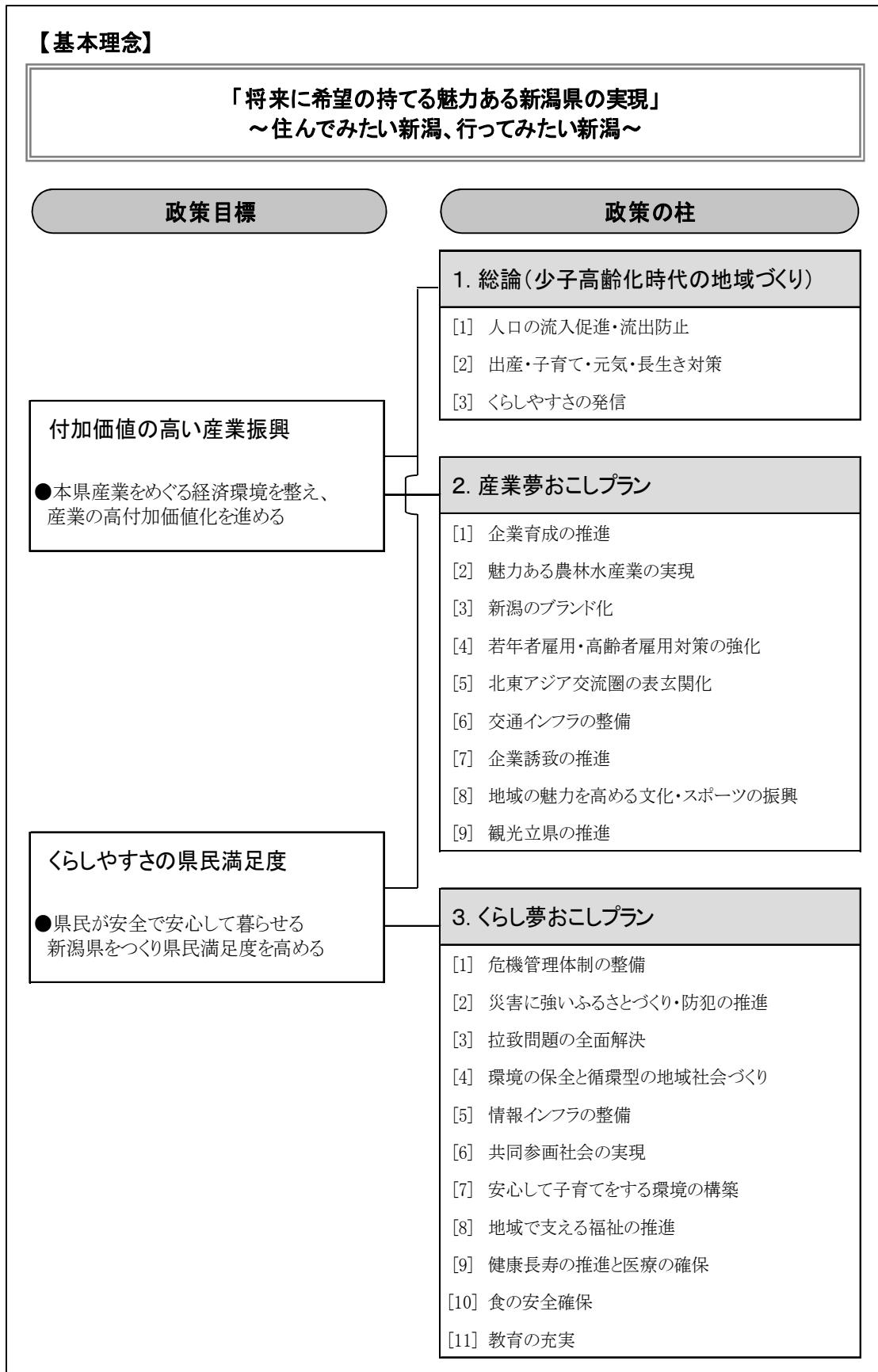
【地方自治法施行規則別記】

歳出予算に係る節の区分

- ①報酬 ②給料 ③職員手当等 ④共済費 ⑤災害補償費
- ⑥恩給及び退職年金 ⑦賃金 ⑧報償費 ⑨旅費 ⑩交際費 ⑪需用費
- ⑫役務費 ⑬委託料 ⑭使用料及び賃借料 ⑮工事請負費 ⑯原材料費
- ⑰公有財産購入費 ⑱備品購入費 ⑲負担金、補助及び交付金 ⑳扶助費
- ㉑貸付金 ㉒補償、補填及び賠償金 ㉓償還金、利子及び割引料
- ㉔投資及び出資金 ㉕積立金 ㉖寄付金 ㉗公課費 ㉘繰出金

今年度のテーマとする補助金等は、「負担金、補助及び交付金」に区分されるものである。したがって、監査対象とする補助金等は、県の最上位計画である「新潟県「夢おこし」政策プラン（平成21年12月）」（以下「政策プラン」という。）の「産業夢おこしプラン」に含まれる政策の柱の中から、「企業育成の推進」、「魅力ある農林水産業の実現」及び「観光立県の推進」に焦点を当て、関連する補助事業等を選定し、歳出予算の「負担金、補助及び交付金」の節から抽出した。

【政策プランの体系】



【「政策の柱」と施策体系】

■ 企業育成の推進

- ① 成長分野に重点を置いた産業政策の実施
 - ア 健康・福祉・医療関連産業の振興
 - イ 食品産業の高付加価値化
 - ウ 新エネルギー産業の振興
- ② 本県産業の「強み」の更なる強化
 - ア 製造業
 - イ サービス産業と中心商店街
 - ウ 新規創業や第2創業支援
- ③ 地域の基幹産業である建設産業の振興

■ 魅力ある農林水産業の実現

- ① 産業として成り立つ農林水産業の展開
 - ア 消費者の需要を反映した適地適産の農林水産業
 - イ 日本の食の発信基地
 - ウ 農業の担い手確保と組織化・法人化の推進
 - エ 農地・水・農村環境等の確保と保全
 - オ 森林資源の利用促進
 - カ 水産資源の育成及び有効利用の推進
- ② 農山漁村の多面的機能の発揮
 - ア 中山間地域の維持発展
 - イ グリーン・ツーリズムの総合的推進
 - ウ バイオマス・バイオエタノール利活用の推進
- ③ 若者に魅力的な住み良い農山漁村の生活環境整備

■ 観光立県の推進

- ① 観光の新展開
- ② 国際会議その他のコンベンションの誘致推進

2. 監査対象補助金等一覧

■ 企業育成の推進

政策の方向		No.	所管課	補助金等の名称	平成 23 年度 交付額 (千円)	
成長分野に重点を置いた産業政策の実施	健康・福祉・医療関連産業の振興	1	産業振興課	健康関連ビジネスモデル推進事業補助金	12,241	
	新エネルギー関連産業の振興	2	産業振興課	スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金	13,182	
		3	産業振興課	新エネルギー産業群形成事業費補助金	11,429	
		4	産業振興課	電気自動車等環境整備促進事業補助金	7,513	
本県産業の「強み」の更なる強化		5	産業政策課	起業チャレンジ奨励事業費補助金	90,529	
		6	産業政策課	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	158,026	
		7	産業政策課	県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金	142,700	
		8	産業政策課	創業・経営革新総合支援事業費補助金	204,470	
		9	産業政策課	にいがた産業創造機構運営費補助金	626,274	
		10	産業政策課	地域中核企業見本市等出展支援事業費補助金	54,436	
		11	産業政策課	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金	6,022	
		12	産業政策課	小規模事業経営支援事業費補助金	2,997,515	
		13	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（クラウド活用型ビジネス創出事業）	8,373	
		14	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（地域結集型研究開発プログラム事業）	3,000	
		15	産業振興課	モノづくりにいがた新需要創出事業補助金	11,874	
		16	産業振興課	地域産業需要創出緊急支援事業補助金	34,231	
		17	産業振興課	産地の経営環境改善事業補助金	18,040	
		18	商業振興課	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金	840,981	
		19	商業振興課	新潟県新成長設備投資促進事業補助金	147,212	
		20	商業振興課	にぎわいのあるまちづくりモデル地域支援事業費補助金	9,207	
		21	商業振興課	共同店舗総合支援事業費補助金	138	
		22	商業振興課	買い物利便性向上モデル事業費補助金	5,555	
		23	商業振興課	商店街再生支援事業費補助金	1,996	
地域の基幹産業である建設業の振興		24	監理課	建設業経営相談等支援事業補助金	4,496	
		25	技術管理課	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金	1,570	
小計					5,411,010	

■ 魅力ある農林水産業の実現

政策の方向	No.	所管課	補助金等の名称	平成 23 年度 交付額 (千円)
産業として成り立つ農林水産業の展開	26	地域農政推進課	新潟米付加価値向上施設整備促進事業費補助金	67,641
	27	地域農政推進課	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金	591,678
	28	地域農政推進課	食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金	— (H22 繰越)
	29	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度取組円滑化事業費補助金	23,453
	30	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	310,021
	31	農産園芸課	稲作経営体園芸導入対策事業補助金	5,427
	32	農産園芸課	果樹・花きブランド産地発展支援事業費補助金	1,570
	33	農産園芸課	農業再生協議会等活動支援事業費補助金	18,228
	34	農産園芸課	新潟米ブランド力強化対策事業	4,871
	35	農産園芸課	園芸生産・流通対策事業費補助金	3,572
日本の食の発信基地	36	農産園芸課	越後姫品質向上モデル産地育成事業補助金	627
	37	農産園芸課	非主食用米産地確立緊急支援事業費補助金	100,321
	38	食品・流通課	多様な分野での米粉需要創出事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	1,874
	39	食品・流通課	「食のにいがた」新商品開発事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	4,000
	40	食品・流通課	にいがたフード・ブランド戦略実践支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	6,544
	41	食品・流通課	学校給食米粉パン供給事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	1,919
	42	食品・流通課	米粉めん学校給食導入支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	915
	43	食品・流通課	農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	200
	44	畜産課	にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金	338
	45	地域農政推進課	経営革新支援事業費補助金	2,500
農業の担い手確保と組織化・法人化の推進	46	地域農政推進課	中山間地域新規就農者確保モデル事業費補助金	15,249
	47	地域農政推進課	水田経営安定化・フル活用モデル事業費補助金	21,614
	48	地域農政推進課	担い手ビジネス力向上支援事業費補助金	1,850
	49	地域農政推進課	農商工連携推進モデル事業費補助金	800
	50	地域農政推進課	農産物販売等専門家派遣支援事業費補助金	11,707
	51	地域農政推進課	担い手育成総合支援協議会設置事業費補助金	11,808

政策の方向	No.	所管課	補助金等の名称	平成 23 年度 交付額 (千円)
農地・水・農村環境等の確保と保全	52	地域農政推進課	農地面的集積促進事業（農業經營継承円滑化事業）費補助金	400
	53	地域農政推進課	農地保有合理化促進事業費補助金	33,083
	54	経営普及課	青年農業者等育成センター補助金	8,368
	55	農地建設課	土地改良施設維持管理適正化補助金	287,076
	56	農地計画課	担い手育成支援事業補助金	49,334
	57	農地建設課	県単農業農村整備事業補助金	124,275
	58	農地建設課	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	42,000
	59	農地建設課	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	188,765
	60	農地建設課	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	242,756
	61	農地建設課	基幹水利施設管理事業補助金	204,204
	62	農地建設課	農地・水・環境保全向上対策事業補助金	710,728
	63	農地整備課	経営体育成促進事業（高度土地利用調査・調整事業）	25,001
	64	農地整備課	経営体育成促進事業（高度経営体集積促進事業）	561,060
	65	農村環境課	棚田地域保全対策事業補助金	500
	66	農村環境課	農業用水水源地域保全対策事業補助金	15,800
森林資源の利用促進	67	林政課	ふるさと越後の家づくり事業補助金	188,200
	68	林政課	越後杉安定供給体制整備支援事業	12,000
	69	林政課	越後杉需要拡大プロポーザル事業補助金	84
	70	林政課	越後杉環境貢献度「見える化」事業補助金	509
	71	林政課	越後のふるさと木づかい事業補助金	36,862
	72	林政課	森林整備加速化・林業再生事業補助金	771,769
	73	林政課	再造林低コスト化実証補助事業	2,254
	74	林政課	利用間伐ジャンプアップ対策事業	2,662
	75	林政課	きのこ王国支援事業補助金	25,877
	76	林政課	民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金	6,357
	77	林政課	木材業製材業育成振興事業補助金	17,095
	78	林政課	森林・林業・木材産業づくり交付金（にいがたフォレスト・ワーク支援事業）	7,009

政策の方向		No.	所管課	補助金等の名称	平成 23 年度 交付額 (千円)
	水産資源の育成及び有効利用の促進	79	水産課	新資源管理制度導入支援事業	2,071
		80	水産課	クロアワビ種苗生産支援事業費補助金	4,633
農山漁村の多面的機能の発揮	中山間地域の維持発展	81	地域農政推進課	中山間地域広域連携等活性化支援事業費補助金	1,478
		82	地域農政推進課	中山間地域等パートナーシップ確立支援事業費補助金	800
		83	地域農政推進課	中山間地域等直接支払交付金	2,369,867
		84	農産園芸課	新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金	68,042
	グリーン・ツーリズムの総合的推進	85	地域農政推進課	「食を活かしてふるさと満喫」実践地域育成事業費補助金	2,217
		86	地域農政推進課	おいでの新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業費補助金	3,556
		87	地域農政推進課	「心の絆でつながった交流」拡大事業費補助金	1,409
若者に魅力的な住み良い農山漁村の生活環境整備		88	農村環境課	農業集落排水整備事業起債償還助成	585,996
		89	農地整備課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (農用地等集団化事業)	7,882
		90	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (里地棚田保全整備事業)	16,084
		91	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備促進事業)	130,855
		92	農村環境課	農村振興総合整備事業	384,881
		93	農村環境課	農業集落排水事業	248,572
小計					8,601,098

■ 観光立県の推進

政策の方向		No.	所管課	補助金等の名称	平成 23 年度 交付額 (千円)	
観光の新展開		94	交流企画課	新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金	6,451	
		95	観光振興課	新潟県観光協会補助金	62,886	
		96	観光振興課	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	2,000	
		97	観光振興課	観光振興事業補助金	2,880	
		98	観光振興課	観光基盤整備事業補助金	59,570	
		99	観光振興課	新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金	5,450	
小計					139,237	
合計					14,151,345	

第3章 包括外部監査の方法

I. 監査実施上の視点

監査実施にあたり、地方自治法第2条第14項の考え方を基本的な前提とし、以下の視点で監査を行う。

《地方自治法第2条第14項》

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

1. 「公益性」、「有効性」の視点

補助金等の支出の目的が県民にとって本当に必要なものと言えるか（公益性）、必要であっても支出の効果（有効性）が認められるものか、また、その効果は確認できるものか、目的に対する効果が重視される。

2. 「経済性」、「効率性」の視点

補助金等が公益上必要であったとしても、地方自治法第2条第14項の規定による「最小の経費で最大の効果」を挙げることが求められることから、行政事務の「経済性」及び「効率性」が重視される。

3. 「公平性」の視点

補助金等の対象となる団体や個人（以下「交付団体等」という。）が、平等にその補助金等を利用するためには、補助金等の制度の内容（交付基準、事務手続等）が明確であり、交付団体等に十分にその情報が伝わる必要がある。

4. 「適格性」の視点

交付団体等には、補助事業等の目的と適合した事業活動を行い、補助金等の使途が適切であるとともに、補助金等の交付先に足る適切な事業運営を行う「適格性」が必要である。

5. 「透明性」の視点

県民に広く公平に補助金等を利用してもらうためには、その情報が「正確に」「分かりやすく」「迅速に」伝わらなければならない。

これらの視点を踏まえ、具体的に監査を進めていく上での着眼点を以下のように定めた。

II. 監査の着眼点

1. 補助事業等に公益性はあるか

地方自治法では、補助金等の交付にあたっては「公益上必要がある場合」でなければならない。「公益上必要がある場合」とは、「逐条地方自治法」によれば、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない、慎重にその必要性及び効果等について検討を要している。

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

県は補助金等の交付にあたり、交付要綱等で補助金等の目的を定め、「公益上の必要性」についての考え方を明示する必要がある。したがって、具体的に検討した事項は以下のとおりである。

- (1) 交付要綱等は適切に整備されているか
- (2) 交付要綱等で交付の目的・趣旨が定められているか

2. 補助金等の申請、決定、交付等の事務手続きは適正に行われているか

県は、個別の補助金等については、交付規則に基づいて交付要綱等を定め、対象となる事務又は事業や支給要件、手続等についてのルールを明らかにしている。

事務手続きが適正に行われているかどうかは、交付規則・交付要綱等への準拠性で判断することができる。したがって、具体的に検討した事項は以下のとおりである。

- (1) 交付の申請は行われているか
- (2) 交付の決定に係る審査等を行っているか
- (3) 交付の決定の通知を行っているか
- (4) 補助事業等の進捗状況に関し状況報告が行われているか
- (5) 補助事業等の完了時に事業の実績報告が行われているか
- (6) 補助金等の額の確定の通知を行っているか

3. 補助金等の対象となる経費の範囲は適切であるか

補助金等の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、補助事業等の実施にあたり直接的に係る人件費等の経費及び事業実施にあたり必要不可欠な施設や設備等の整備に要する経費並びに格差是正や経済的負担軽減のための援助に大別される。団体の運営に係

る経費を補助する場合もあるが、例外的な取扱いである。

補助金等が交付対象経費の範囲内で適切に執行されていることを確認するためには、交付対象経費が交付要綱等において明確にされており、交付された補助金等の使途が適切であるか検証することが必要である。したがって、具体的に検討した事項は以下のとおりである。

- (1) 補助金等の対象となる経費の範囲は交付要綱等で定められているか
- (2) 補助金等が、目的外の使途に使用されていないことを確認しているか
- (3) 交付先に県職員を派遣しているか

4. 補助金等の金額の算定方法は適切であるか

補助金等の交付にあたっては、補助金等の算定方法、割合または上限額等を交付要綱等において具体的に示し、一定のルールに沿って適切に算定されなければならない。したがって、具体的に検討した事項は以下のとおりである。

- (1) 補助金等の算定方法は交付要綱等で定められているか
- (2) 補助金等の上限額は交付要綱等で定められているか
- (3) 対象経費に対する補助等の割合は交付要綱等で定められているか

5. 補助金等の効果測定は適切に行われているか

補助金等が公益上必要であるとして公金から支出される以上、支出によって期待される効果を明確にし、その効果を定量的に測定することで、次年度以降の補助事業等の廃止、見直し、継続といった意思決定を行うための評価に活用する必要がある。したがって、具体的に検討した事項は以下のとおりである。

- (1) 補助金等の交付により期待される効果は定められているか
- (2) 補助金等の支出の効果を測定するために具体的な成果指標は定められているか
- (3) 補助金等の効果について評価を実施しているか

III. 監査手続

1. 調査票の配付及びアンケートの実施

監査対象とした99の補助金等について、補助金等を所管する部署へ以下の補助金等調査票及びアンケートに対する回答を依頼した。

(1) 補助金等調査票の内容

①概要

1	所管部局/課	部局名		所属名	
2	補助金等の名称				
3	新潟県「夢おこし」政策プランにおける位置付け	政策の柱			
		政策/取組の方向			
		事業名			
4	補助金等の目的・趣旨				
5	根拠法令等 (法律、条例、要綱、要領)				
6	区分	<input type="checkbox"/>	事業費の補助	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()	
7	期間	開始年度			
		経過年数			
		終了(予定)年度			
		継続の状況	(理由)		
		変更の状況	(変更の年度) (理由)		
8	補助金等の態様	<input type="checkbox"/>	定額	(金額) (定額とした根拠)	
		<input type="checkbox"/>	一定の率	(率) (限度額:該当ある場合)	
		<input type="checkbox"/>	その他	(算定方法)	
9	補助金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)		年間関与時間 (単位:時間)	

②平成 19 年度から平成 24 年度までの補助金等の額の推移等

(単位 : 千円)

年度	区分	補助金等の額	(財源内訳)			
			特定 国 ()	その他	一般	合計
平成 19 年度	当初予算額					
	決 算 額					
平成 20 年度	当初予算額					
	決 算 額					
平成 21 年度	当初予算額					
	決 算 額					
平成 22 年度	当初予算額					
	決 算 額					
平成 23 年度	当初予算額					
	決 算 額					
平成 24 年度	当初予算額					

③交付先 (平成 23 年度)

交付先（間接補助事業者を含む）名				
交付先（間接補助事業者を含む）の所在地				
県有施設の賃貸	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
交付先（間接補助事業者を含む）の所在地				
県有施設の賃貸	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし

④交付先別過去 5 年間の交付金額、収支状況等の推移

交付先（間接補助事業者）名：

(単位：千円)

区分	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
交付金額 A						
対象事業費 B						
補助割合 (%) A／B						
収入（収益）合計						
支出（費用）合計						
当期収支差額（当期純利益）						
正味財産（純資産）						

⑤補助事業者等の選定から補助金等の額の確定までの事務手続きの流れ

(2) アンケートの内容

補助金等の名称 :

No.	質問事項	はい	いいえ	該当なし
1	交付要綱等はあるか。			
2	補助金等の目的・趣旨は交付要綱等で定められているか。			
3	新潟県補助金等交付規則第3条に基づく交付申請書を入手しているか。			
4	新潟県補助金等交付規則第4条に基づく審査等を行っているか。			
5	新潟県補助金等交付規則第6条に基づく決定の通知を行っているか。			
6	新潟県補助金等交付規則第10条に基づく状況報告書を入手しているか。			
7	新潟県補助金等交付規則第12条に基づく実績報告書を入手しているか。			
8	新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定の通知を行っているか。			
9	補助金等の算定方法は交付要綱等で定められているか。			
10	補助金等の上限額は交付要綱等で定められているか。			
11	補助等の対象となる経費の範囲は交付要綱等で定められているか。			
12	対象経費に対する補助等の割合は交付要綱等で定められているか。			
13	補助金等が目的外の使途に使用されていないことを確認しているか。 (確認している場合、その確認方法※1)			
14	交付先に県職員を派遣しているか。 (派遣している場合、人件費の負担関係※2)			
15	補助金等の交付により期待される効果は定められているか。 (定められている場合、その設定方法※3)			
16	補助等の効果を測定するために、具体的な成果指標は定められているか。 (定められている場合、具体的な成果指標と測定方法※4、成果指標の計画と実績との対比※5及び成果指標の計画値の算定根拠※6)			
17	補助事業者等から実績報告を受け検証した結果、補助金等の効果についての評価を実施していますか。 (実施している場合、具体的な評価方法※7)			

※1 No. 13 (確認方法)

誰が、いつ、いかなる資料等をもって確認しているか。

※2 No. 14 (派遣職員の人事費負担)

誰が、何割を、いかなる名目で負担しているか。

※3 No. 15 (設定方法)

誰が、いつ、いかなる資料等に定めているか。

※4 No. 16 (成果指標と効果測定方法)

成果指標 :
成果指標は、誰が、いつ、いかなる資料等に定めているか。
成果指標は、補助金等の目的とどのような因果関係があるか。
効果測定は、誰が、いつ、どのようにを行い、それを誰が、いつ、いかなる資料等をもって検証しているか。

※5 No. 16 (成果指標の計画実績対比)

交付先（間接補助事業者）名 :

指標名（単位）	平成 23 年度		
	計画	実績	差異

※6 No. 16 (成果指標計画値の算出根拠)

交付先（間接補助事業者）名 :

指標名	算出根拠

※7 No. 17 (評価方法)

評価は、誰が、いつ、どのように行っているか。

評価基準

アンケートの No. 1 から No. 17 の回答が「いいえ」の理由（No. 14 を除く）

--

2. 主な監査手法

補助金等について、各所管課に補助金等調査票及びアンケートへ記載頂いた。その後、補助金等の交付の経緯、補助金等の申請、審査、交付決定等の事務手続及び補助金等の効果測定並びに事業の評価に至る一連の手続について、関係法令及び諸規定への準拠性について関連資料の閲覧及び各所管課へヒアリングを実施した。また、補助金等の効果測定については、各所管課へ効果測定方法等について追加でアンケートを実施するとともに、必要に応じて追加でヒアリングを実施した。

第4章 包括外部監査の結果

I. 監査の着眼点とアンケートの結果

監査の着眼点に基づき、実施したアンケート（本報告書「第3章 包括外部監査の方法」参照）の結果は以下のとおりである。

1. 補助事業等に公益性はあるか

(1) 交付要綱等で交付の目的・趣旨が明確に定められているか

「アンケートの考え方」

補助事業等は、その目的・趣旨に公益性が認められて実施されるものであり、補助金等の交付対象経費の範囲や金額の算定方法の適正性、あるいは、補助事業等の効果測定及び評価の妥当性の判断は、補助金等の目的・趣旨が、それらを判断しうる程度に具体的であることが前提となる。

そのためには、交付要綱等が整備され、各補助金等の目的・趣旨が明確に定められている必要がある。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
1	交付要綱等はあるか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%
2	補助金等の目的・趣旨は交付要綱で定められているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付要綱等があり、補助金等の目的・趣旨を定めているとの回答であった。

2. 補助金等の申請、決定、交付等の事務手続きは適正に行われているか

「アンケートの考え方」

補助金等の交付の申請、決定等の基本的な事務手続きは、交付規則に定められている。補助金等の執行に係る事務手続きは、交付規則に基づいて行われる必要があり、事務手続きの適正性は、交付規則に基づく対応がなされているかを確認することによって担保される。

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び規則に特別の定のあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 交付の申請は行われているか

交付規則では、補助金等の交付の申請に関し、下記の定めをしている。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
3	新潟県補助金等交付規則第3条に基づく交付申請書を入手しているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付規則第3条に基づく交付申請書を入手しているとの回答であった。

(2) 交付の決定に係る審査等を行っているか

交付規則では、補助金等の交付の決定に係る審査等に関し、下記の定めをしている。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、すみやかに補助金等を交付するかどうかを決定しなければならない。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
4	新潟県補助金等交付規則第4条に基づく審査等を行っているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付規則第4条に基づく審査等を行っているとの回答であった。

(3) 交付の決定の通知を行っているか

交付規則では、補助金等の交付の決定の通知に関し、下記の定めをしている。

(決定の通知)

第 6 条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を、すみやかに補助金等の交付を申請した者に通知するものとする。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
5	新潟県補助金等交付規則第 6 条に基づく決定の通知を行っているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付規則第 6 条に基づく交付の決定の通知を行っているとの回答であった。

(4) 補助事業等の進捗状況に関し状況報告が行われているか

交付規則では、補助事業等の進捗経過の報告である状況報告に関し、下記の定めをしており、各補助金等が、「別に定めるところ」の交付要綱等において、状況報告の方法や様式を規定している。

(補助事業等の状況報告)

第 10 条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
6	新潟県補助金等交付規則第 10 条に基づく状況報告書*を入手しているか。	71	23	5	99
		71. 7%	23. 2%	5. 1%	100%

*交付要綱で様式を定めた報告書類

状況報告については、監査対象とした補助金等99件中28件が、交付規則第10条に基づく状況報告書を入手しておらず、うち5件は「該当なし」との回答であった。

「いいえ」または「該当なし」との回答の理由を確認したところ、事業の実施にあたり、補助事業者等と随時情報共有を行う必要があるため、事業活動の期間内に一度行う状況報告書の提出に関する規定を設けなかった、あるいは補助事業者等へ適時聞き取り調査等を行うことにより状況を確認しているため、書面による報告を求める必要はなかった等の理由があげられている。

しかし、交付要綱等において補助事業者等に状況報告書の提出を求める規定を設けていながら、状況報告書を入手していない補助事業等もあることから、交付要綱等の記載内容と状況報告の実態を監査した。その結果、「II. 適正な補助金等の執行 1. 補助金等に係る事務手続きについて」において意見を付している。

(5) 補助事業等の完了時に事業の実績報告が行われているか

交付規則では、補助事業等の実績報告に関し、下記の定めをしている。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定めるところによつて、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に必要な書類を添え知事に報告しなければならない。補助事業等が完了する以前に補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
7	新潟県補助金等交付規則第12条に基づく実績報告書を入手しているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付規則第12条に基づく実績報告書を入手しているとの回答であった。また、実績報告書(注)を閲覧した結果、選定先全ての補助金等で実績報告を入手していることを確認した。

(注) 交付先が複数ある補助金等については、交付金額が最も多額である交付先を選定した。

(6) 補助金等の額の確定の通知を行っているか

「アンケートの考え方」

交付規則では、補助金等の額の確定通知に関し、下記の定めをしている。

(補助金等の額の確定等)

第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、(中略)交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
8	新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定の通知を行っているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付規則第13条に基づく補助金等の額の確定を通知しているとの回答であった。

3. 補助金等の対象となる経費の範囲は適切であるか

(1) 補助等の対象となる経費の範囲は交付要綱等で定められているか

「アンケートの考え方」

交付対象経費の範囲が不明確な場合、補助事業者等に対する公平性を欠く疑惑を拭いきれず、また、補助金等の交付にあたって対象とならない経費まで算定に含めてしまうリスクもあることから、交付対象経費の範囲は、交付要綱等で明確に定めることが求められる。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
11	補助等の対象となる経費の範囲は交付要綱等で定められているか。	98	1	0	99
		99%	1%	0%	100%

交付対象経費の範囲については、監査対象とした補助金等99件中98件は交付要綱等で定めているとの回答であった。

「いいえ」との回答である「ふるさと越後の家づくり事業補助金」は、住宅建設業者への越後杉ブランド認証材の使用量に応じて、段階的に一定額を補助するものであり、交付対象経費の範囲を定める必要がないことを確認した。

なお、「はい」と回答した補助金等について、交付要綱等を閲覧し交付対象経費の範囲が定められていることを確認した。

しかし、交付要綱等の記載内容を監査した結果、交付要綱の記載が適切ではないと考えられるものがあったことから、「II. 適正な補助金等の執行 2. 補助対象経費の適正性について (2) 事業費補助金の補助等の対象となる経費の規定について」において意見を付している。

(2) 補助金等が目的外の使途に使用されていないことを確認しているか

「アンケートの考え方」

補助金等は、県が公益上必要があると認めた補助事業等に対して交付するものであり、補助金等の目的外使用は認められない。県は、交付先の補助金等の使用状況について確認し、他の用途に使用されたことが認められる場合には、交付決定の取消しや補助金の返還等の対応をとる必要がある。

交付規則では、補助事業等の遂行、交付決定の取消し及び補助金等の返還に関し、以下の定めをしている。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、この規則の規定及びこの規則に基く知事の指示並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者等が次の各号の一に該当する場合においては、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(以降省略)

(補助金等の返還)

第16条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
13	補助金等が目的外の使途に使用されていないことを確認しているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、目的外の使途に使用されていないことを確認しているとの回答であった。

しかし、監査の過程で、使途の検証が不十分と考えられる補助金等があったことから、「Ⅱ. 適正な補助金等の執行 2. 補助対象経費の適正性について (3)使途の確認の十分性について」において意見を付している。

(3) 交付先に県職員を派遣しているか

「アンケートの考え方」

公益的法人等に派遣職員等の給与相当額を含む補助金等を支出することは、最高裁の判例において、派遣法を潜脱するもので同法に違反し違法、無効であるとされている（最二判 平成 24 年 4 月 20 日 神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等、同附帯請求事件）。したがって、県の派遣職員等の給与相当額を含む補助金等の支給には留意する必要がある。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
14	交付先に県職員を派遣しているか。	16	83	0	99
		16. 2%	83. 8%	0%	100%

監査対象とした補助金等 99 件中 16 件が補助金等の交付先に県職員を派遣しているとの回答であった。16 件の補助金等の交付先は下記の 4 団体であり、この 4 団体に交付されている補助金等について監査を行った結果は、下記のとおりである。

交付先	人件費の負担関係	監査上の対応
財団法人 にいがた産業 創造機構	県が全額を給与として負担している。	県は、にいがた産業創造機構運営費補助金の中に派遣職員の給与を含めて支給していたが、平成 24 年度より交付金として派遣職員の人件費を負担することとしている。「II. 適正な補助金等の執行 2. 補助対象経費の適正性について（4）県派遣職員人件費を含む補助金について」において意見を付している。
社団法人 新潟県農林公社	県が全額を給与として負担している (平成 25 年度末に派遣職員は全員引き上げ)。	平成 25 年度末に派遣職員は全員引き上げている。意見なし。
佐渡市	県職員 1 名を駐在員として派遣	駐在先(水産海洋研究所佐渡水産技術センター多田駐在所)は佐渡市の施設であるが、県の業務に県職員として従事している。意見なし。
公益社団法人 新潟県観光協会	県が、派遣職員の給料や扶養手当等を派遣職員に直接支給している。なお、時間外勤務手当、勤勉手当等の実績給は、新潟県観光協会が負担し、派遣職員に支給している。	平成 24 年度より県派遣職員の給料(基本給)については、県が直接、派遣職員に支払っている。また、時間外手当等の実績給は、新潟県観光協会が負担している。意見なし。

4. 補助金等の金額の算定方法は適切であるか

「アンケートの考え方」

補助金等は反対給付を受けることなく、特定の事業の実施等に対して支援を行うものであること及び公金の支出を伴うものであること等を考慮し、補助金等の交付に関しては一定の制限を設けることが妥当である。

補助金等の金額の算定にあたっては、その算定方法、上限額又は補助等の割合が交付要綱等の中で具体的に定められていることが求められる。

（1）補助金等の算定方法は交付要綱等で定められているか

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
9	補助金等の算定方法は交付要綱等で定められているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、補助金等の金額の算定方法を交付要綱等において定めているとの回答であった。

しかし、監査の過程で、補助金等の負担額に関して留意すべき事項があったことから、「II. 適正な補助金等の執行 3. 補助金等の算定方法について (1) 貸倒引当金の積立に要する経費を補助対象とする補助金について」において意見を付している。

(2) 補助金等の上限額は交付要綱等で定められているか

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
10	補助金等の上限額は交付要綱等で定められているか。	68	31	0	99
		68.7%	31.3%	0%	100%

監査対象とした補助金等 99 件中 31 件は、補助金等の上限額が交付要綱等で定められていないとの回答であった。しかし、補助事業等の目的に照らして交付対象経費の範囲が適切であり、かつ算定方法又は補助等の割合が妥当であれば、上限額が定められていないことそれだけで問題とは認められないことから、当該事項に関連した内容「(3) 対象経費に対する補助等の割合は交付要綱等で定められているか」についてアンケートを実施している。

(3) 対象経費に対する補助等の割合は交付要綱等で定められているか

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
12	対象経費に対する補助等の割合は交付要綱等で定められているか。	99	0	0	99
		100%	0%	0%	100%

監査対象とした全ての補助金等が、交付対象経費に対する補助等の割合を交付要綱等において定めているとの回答であった。

5. 補助金等の効果測定は適切に行われているか

(1) 補助金等の交付により期待される効果は定められているか

「アンケートの考え方」

補助金等の効果を検証し、評価するためには、その前提として、補助金等の交付により期待される効果が、予め具体的に定められている必要がある。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
15	補助金等の交付により期待される効果は定められているか。	84	15	0	99
		84.8%	15.2%	0%	100%

補助金等の交付により期待される効果については、監査対象とした補助金等 99 件中 15 件が期待される効果は定められていないとの回答であった。また、期待される効果を定めていると回答のあった 84 件の補助金等について、その内容を確認したところ、交付申請時に作成・提出を求める実施計画書等において、補助事業者等に設定させている補助金等が最も多く（51 件）、県が交付要綱等や政策プランに定めているとの回答もあった。なお、監査の過程で、アンケートにおける「期待される効果」に対する認識が、所管課により異なることも認められたことから、ヒアリング等によって監査を進め、「III. 効果的な補助金等の執行」において意見を付している。

（2）補助金等の効果を測定するために具体的な成果指標は定められているか

「アンケートの考え方」

補助金等を支出して得られた効果を検証し、県民への説明責任を果たすためには、補助事業等の目的に即した成果指標によって効果測定を行うことが有効と考える。

補助事業等の達成状況を把握し、未達成の場合には、その原因を分析するとともに、分析結果を目標達成に向けた次なる行動へ反映させること（P D C A サイクル）が必要であることから、補助事業等の成果を端的に表す指標を設定することが望ましい。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
16	補助等の効果を測定するために、具体的な成果指標は定められているか。	71	28	0	99
		71.7%	28.3%	0%	100%

監査対象とした補助金等 99 件中 28 件が補助金等の効果を測定するための具体的な指標を定めていないとの回答であった。監査の過程で、アンケートにおける「成果指標」というものに対する認識が、所管課により異なることも認められたことから、ヒアリング等によって監査を進め、「III. 効果的な補助金等の執行」において意見を付している。

(3) 補助金等の効果について評価を実施しているか

「アンケートの考え方」

補助事業等の完了後、補助事業者等から実績報告を受けて、事業活動の効果を検証するとともに、その検証結果を踏まえて、補助事業等を評価し、次年度以降の課題と対応策を見出していくことが必要である。

「アンケートの結果」

No.	質問事項	「はい」	「いいえ」	「該当なし」	計
17	補助事業者等から実績報告を受け検証した結果、補助金等の効果についての評価を実施しているか。	66	33	0	99
		66.7%	33.3%	0%	100%

監査対象とした補助金等 99 件中 33 件が補助金等の効果についての評価を実施していないとの回答であった。

複数の補助事業者等が、異なる手段・手法で事業活動を行っている場合や、一つの交付要綱の中に複数の補助事業等が存在している場合における事業全体の評価に対する考え方等、補助金等の効果に関する「評価」について、所管課によって認識が異なることも認められたことから、ヒアリング等によって監査を進め、「III. 効果的な補助金等の執行」において意見を付している。

II. 適正な補助金等の執行

1. 補助金等に係る事務手続きについて

(1) 補助事業等の状況報告について

県は、交付規則において、補助事業者等に「補助事業等の遂行の状況」に関し、知事への報告を義務付けている。

(補助事業等の状況報告)

第 10 条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(注) 下線は監査人が付した。

また、補助金等交付事務の簡素合理化を目的に、標準的な交付要綱の規定を示した「補助金交付要綱準則」では、状況報告に際し、様式を定めた状況報告書を作成し、知事への提出を定めるよう記載されている。

(状況報告)

第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の何月何日現在において別記第何号様式による状況報告書を作成し、何月何日までに知事に提出して行うものとする。

所管課に、交付規則に定める「補助事業等の状況報告」について交付要綱等上の定めと実際の報告状況を確認し、その結果を下記の「補助事業等の状況報告」一覧のとおり分類した。なお、分類基準と各欄の記号の意味は以下のとおりである。

(分類基準)

交付要綱等上の定めについて

- ・交付要綱等に「状況報告」に関する定めがあるか
- ・「状況報告」の定めの中で報告手段として定められた様式（「状況報告書」）によることを定めているか
- ・「状況報告」の定めの中で「報告時期」を定めているか

実際の報告状況について

- ・「状況報告」がいかなる手段で行われているか

(各欄の記号の意味)

「交付要綱等上の定め」欄	
「状況報告書」欄	
○：交付要綱等に「状況報告」の定めがあり、様式（「状況報告書」）の定めあり	
△：交付要綱等に「状況報告」の定めはあるが、様式（「状況報告書」）の定めなし	
×：交付要綱等に「状況報告」の定め自体なし	
「報告時期」欄	
○：交付要綱等に「報告時期」の定めあり	
－：交付要綱等に「報告時期」の定めなし	
「報告状況」欄	
○：「状況報告書」で状況報告を受けている	
△：「状況報告書」以外の手段で状況報告を受けている	
×：状況報告を受けていない	

「補助事業等の状況報告」一覧

No	所管課	補助金名	交付要綱等上の定め		報告状況
			状況報告書	報告時期	
2	産業振興課	スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金	○	－	○
3	産業振興課	新エネルギー産業群形成事業費補助金	○	○	○
5	産業政策課	起業チャレンジ奨励事業費補助金	○	○	○
6	産業政策課	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	○	○	○
7	産業政策課	県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金	○	○	○
8	産業政策課	創業・経営革新総合支援事業費補助金	○	○	○
9	産業政策課	にいがた産業創造機構運営費補助金	△	－	△
11	産業政策課	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金	○	○	○
12	産業政策課	小規模事業経営支援事業費補助金	○	○	○
13	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（クラウド活用型ビジネス創出事業）	○	○	○
14	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（地域結集型研究開発プログラム事業）	○	○	○
16	産業振興課	地域産業需要創出緊急支援事業補助金	○	－	△
17	産業振興課	産地の経営環境改善事業補助金	○	－	○
18	商業振興課	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金	○	○	○
19	商業振興課	新潟県新成長設備投資促進事業補助金	○	○	○
21	商業振興課	共同店舗総合支援事業費補助金	○	－	△
22	商業振興課	買い物利便性向上モデル事業費補助金	○	○	○
23	商業振興課	商店街再生支援事業費補助金	○	－	△
24	監理課	建設業経営相談等支援事業補助金	○	○	○

No	所管課	補助金名	交付要綱等上の定め		報告状況
			状況	報告書	
25	技術管理課	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金	○	—	×
26	地域農政推進課	新潟米付加価値向上施設整備促進事業費補助金	○	○	○
27	地域農政推進課	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金	○	○	○
29	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度取組円滑化事業費補助金	○	○	○
30	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	○	○	○
31	農産園芸課	稲作経営体園芸導入対策事業補助金	○	○	○
32	農産園芸課	果樹・花きブランド産地発展支援事業費補助金	○	○	○
33	農産園芸課	農業再生協議会等活動支援事業費補助金	○	○	○
34	農産園芸課	新潟米ブランド力強化対策事業	○	○	○
35	農産園芸課	園芸生産・流通対策事業費補助金	○	○	○
36	農産園芸課	越後姫品質向上モデル産地育成事業補助金	○	○	○
39	食品・流通課	「食のにいがた」新商品開発事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	○	○	○
41	食品・流通課	学校給食米粉パン供給事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	○	○	○
42	食品・流通課	米粉めん学校給食導入支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	○	○	○
43	食品・流通課	農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	○	○	×
44	畜産課	にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金	○	○	△
46	地域農政推進課	中山間地域新規就農者確保モデル事業費補助金	○	○	○
47	地域農政推進課	水田経営安定化・フル活用モデル事業費補助金	○	○	○
50	地域農政推進課	農産物販売等専門家派遣支援事業費補助金	○	○	○
51	地域農政推進課	担い手育成総合支援協議会設置事業費補助金	○	○	○
52	地域農政推進課	農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）費補助金	○	○	×
53	地域農政推進課	農地保有合理化促進事業費補助金	○	○	○
54	経営普及課	青年農業者等育成センター補助金	○	○	○
55	農地建設課	土地改良施設維持管理適正化補助金	×	—	○
56	農地計画課	担い手育成支援事業補助金	×	—	○
57	農地建設課	県単農業農村整備事業補助金	○	○	○
58	農地建設課	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	○	○	○
59	農地建設課	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	○	○	○
60	農地建設課	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	○	○	○
61	農地建設課	基幹水利施設管理事業補助金	○	○	○
62	農地建設課	農地・水・環境保全向上対策事業補助金	○	○	○
63	農地整備課	経営体育成促進事業（高度土地利用調査・調整事業）	○	○	○
64	農地整備課	経営体育成促進事業（高度経営体集積促進事業）	○	○	○

No	所管課	補助金名	交付要綱等上の定め		報告状況
			状況	報告書	
65	農村環境課	棚田地域保全対策事業補助金	×	—	○
66	農村環境課	農業用水水源地域保全対策事業補助金	○	○	○
67	林政課	ふるさと越後の家づくり事業補助金	○	—	△
68	林政課	越後杉安定供給体制整備支援事業	○	—	○
71	林政課	越後のふるさと木づかい事業補助金	○	—	○
72	林政課	森林整備加速化・林業再生事業補助金	○	—	○
73	林政課	再造林低コスト化実証補助事業	○	—	△
74	林政課	利用間伐ジャンプアップ対策事業	○	—	△
75	林政課	きのこ王国支援事業補助金	○	—	○
76	林政課	民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金	○	—	△
77	林政課	木材業製材業育成振興事業補助金	○	—	○
78	林政課	森林・林業・木材産業づくり交付金（にいがたフォレスト・ワーク支援事業）	○	—	△
79	水産課	新資源管理制度導入支援事業	○	○	×
80	水産課	クロアワビ種苗生産支援事業費補助金	○	○	○
81	地域農政推進課	中山間地域広域連携等活性化支援事業費補助金	○	○	○
82	地域農政推進課	中山間地域等パートナーシップ確立支援事業費補助金	○	○	○
83	地域農政推進課	中山間地域等直接支払交付金	○	○	×
84	農地園芸課	新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金	○	○	○
85	地域農政推進課	「食を活かしてふるさと満喫」実践地域育成事業費補助金	○	○	○
86	地域農政推進課	おいですよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業費補助金	○	○	○
87	地域農政推進課	「心の絆でつながった交流」拡大事業費補助金	○	○	○
88	農村環境課	農業集落排水整備事業起債償還助成	×	—	○
89	農地整備課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農用地等集団化事業）	○	○	○
90	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田保全整備事業）	○	○	○
91	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）	○	○	○
92	農村環境課	農村振興総合整備事業	○	○	○
93	農村環境課	農業集落排水事業	○	○	○
94	交流企画課	新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金	×	—	△
95	観光振興課	新潟県観光協会補助金	○	—	△
96	観光振興課	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	○	—	△
97	観光振興課	観光振興事業補助金	○	—	△
98	観光振興課	観光基盤整備事業補助金	○	○	△
99	観光振興課	新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金	×	—	○

(注) 平成 23 年度に事業が終了したものは除いている。

(2) 交付要綱等で定める「状況報告書」の提出状況について

「指摘」

交付要綱等で、状況報告の手段として様式を定めた「状況報告書」の提出を定めているが、「状況報告書」が提出されていない補助事業等がある。

当該補助事業等については、交付要綱等に従って「状況報告書」を提出させるべきであり、代替的手段により「状況報告書」の提出を求めないことに合理性が認められる場合は、実態に即して交付要綱等を改訂することが望ましい。

《産業労働観光部商業振興課》

- ・共同店舗総合支援事業費補助金
- ・商店街再生支援事業費補助金

《産業労働観光部観光局観光振興課》

- ・観光基盤整備事業補助金

《農林水産部畜産課》

- ・にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金

《農林水産部林政課》

- ・ふるさと越後の家づくり事業補助金
- ・再造林低コスト化実証補助事業
- ・利用間伐ジャンプアップ対策事業
- ・民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金

交付要綱等で、「状況報告書」の提出を定めているが（「状況報告書」欄が「○」）、「状況報告書」の提出を受けていない又は他の代替手段で状況報告を受けている（「報告状況」欄「×」又は「△」）補助事業等が 18 事業ある。

18 事業のうち、平成 23 年度については、交付要綱等で認められた「概算払請求書」の提出をもって「状況報告書」に代えている事業

「森林・林業・木材産業づくり交付金（にいがたフォレスト・ワーク支援事業）」

18 事業のうち、平成 23 年度については、交付決定の時期が状況報告基準日の間際もしくは後であった、又は状況報告基準日以前に実績報告を受けていたことから「状況報告書」の提出を受けていない事業

「農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）」、「農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）費補助金」、「新資源管理制度導入支援事業」、「中山間地域等直接支払交付金」

18 事業のうち、交付要綱等で、「知事の要求があったとき」又は「必要に応じて」、「状況報告書」の提出を求めることが定めており、代替的手段による状況報告が適正に行われている事業

「地域産業需要創出緊急事業補助金」、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金」、「新潟県観光協会補助金」、「新潟県旅館生活衛生同業組合補助金」、「観光振興事業補助金」

これら 10 事業を除いた残りの 8 事業については、交付要綱等に従って「状況報告書」を提出させるべきである。なお、代替的手段により「状況報告書」の提出を求めないことに合理性が認められる場合は、実態に即して交付要綱等を改訂することが望ましい。

(3) 「状況報告」の定めはないが「状況報告書」の提出を受けている補助事業等について

「意見」

交付要綱等上、「状況報告」の定め自体はないが、「状況報告書」の提出又は代替的手段により状況報告を受けている補助事業等がある。

当該補助事業等は、状況報告が確実になされるように交付要綱等を改訂することが望ましい。

《産業労働観光部観光局交流企画課》

- ・新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金

《産業労働観光部観光局観光振興課》

- ・新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金

《農地部農地計画課》

- ・担い手育成支援事業補助金

《農地部農地建設課》

- ・土地改良施設維持管理適正化補助金

《農地部農村環境課》

- ・棚田地域保全対策事業補助金

- ・農業集落排水整備事業起債償還助成

交付要綱等で、状況報告の規定を定めていない（「状況報告書」欄「×」）が、状況報告書又は他の代替手段で状況報告を受けている（「報告状況」欄「○」又は「△」）補助事業等が 6 事業ある。

交付要綱等に状況報告に関する規定がない補助事業等は、交付規則に基づき、当該規定を設けることが望まれる。

2. 補助対象経費の適正性について

(1) 基本的な考え方

補助等の対象となる経費の範囲は、各自治体のルールを参考に、以下のように整理した。

事業費補助金

団体が行う事業に公益性を認識し、これらを支援する目的で補助するもの。補助等の対象となる経費は、団体が行う事業費に限定し、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助対象事業の実施とは直接関係がない団体運営にかかる一般管理費的な経費は補助対象としない。

運営費補助金

特定の団体等が行う活動全体に公益性を認識し、その団体の運営を支援する目的で補助するもの。補助等の対象となる経費については、人件費や事務費など一般管理費的な経費も含め全てが対象となり、団体が自由に使途を決めることができる。設立間もない団体などは、運営基盤が脆弱であることから、自立までの一定期間、運営費に対する補助が必要になる場合がある。

交付対象経費の範囲が曖昧、もしくは、漠然としている場合、認めるべき経費の範囲が不明確となり、本来認めるべきではない経費まで認める結果を招きかねない。従って、いずれの補助金も、その使途が適正であることを検証するためには、補助対象となる経費の範囲を明確にする必要がある。

(2) 事業費補助金の補助等の対象となる経費の規定について

「意見」

補助等の対象となる経費は、団体が行う事業費に限定しているが、交付要綱上、補助対象経費として「運営に必要な経費」と定めている。交付要綱の記載からは、運営費に対する補助を認める余地が残ることから、交付要綱を改訂すべきである。

《産業労働観光部観光局観光振興課》

- ・新潟県観光協会補助金
- ・観光振興事業補助金

以下の 2 つの事業は、事業費補助のみを交付目的としているが、交付要綱に補助対象経費として「協会の運営に必要な経費」との定めがある。

所管課	補助金名	交付要綱「交付基準」
観光振興課	新潟県観光協会補助金	補助対象経費は、観光の振興を図るために協会が行う事業その他 <u>協会の運営に必要な経費</u> とする。
観光振興課	観光振興事業補助金	補助対象経費は、観光の振興を図るために協会が行う事業その他 <u>協会の運営に必要な経費</u> とする。

(注) 下線は監査人が付した。

「運営に必要な経費」との記載からは、運営費補助金の交付を認めるものと判断できる。事業費補助金と運営費補助金は、補助等の目的が異なり、対象となる経費の範囲も異なるため、運営費補助を対象としないならば、運営費補助金の交付を認めるとの誤解を避けるために、交付要綱を改めるべきである。

(3) 使途の確認の十分性について

「意見」

実際に交付した補助等の金額及び内容を各種帳簿記録及び支出証憑と照合し、交付要綱等に定められた経費の範囲において補助金等が使用されているか検証することが望ましい。

《産業労働観光部観光局観光振興課》

- ・新潟県旅館生活衛生同業組合補助金

当該補助金の平成 23 年度の交付額は 2,000 千円であり、直近 5 年間（平成 19 年度から 23 年度）の交付額は変わっていない。平成 23 年度の実績報告書等を確認したところ、誘客キャンペーンや地産地消の推進等の補助対象事業における補助対象経費の合計額は 4,725,160 円である。補助金の交付額（2,000 千円）は、補助対象経費の範囲内であり、実績報告書と添付資料である当該団体の総会資料等との照合による確認は行われているが、当該団体の各種帳簿記録及び経費の支出証憑による使途の検証は行っていない。

「新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合/平成 23 年度決算」より加工

	補助対象経費						その他補助対象 経費外(※1)	合計
	事業費	会議費	旅費	通信運搬費	印刷費	消耗品費		
補助対象事業計	2,170,000	644,963	939,600	356,930	383,667	230,000	20,852,035	25,577,195
うち補助金対象	2,170,000	644,963	939,600	356,930	383,667	230,000	—	4,725,160
補助対象事業外	1,261,927	90,000	240,000	250,000	50,000	122,227	6,026,432	8,040,586
合 計	3,431,927	734,963	1,179,600	606,930	433,667	352,227	26,878,467	33,617,781

(※1) 人件費、福利厚生費等、補助対象以外の経費の集計

補助金等が目的外の使途で使用されている場合、県への返還を求める必要が生じるため、補助対象事業における補助対象経費については、金額及び内容を各種帳簿記録及び支出証憑とも照合し、補助金等が目的どおり使用されていることを検証することが望ましい。

(4) 県派遣職員人件費を含む補助金について

「意見」

「にいがた産業創造機構運営費補助金」については、新潟県出資法人経営評価委員会の「平成 22 年度出資法人見直し 最終評価結果」（平成 22 年 12 月 17 日）を踏まえた検討を進めるべきである。

《産業労働観光部産業政策課》

- ・にいがた産業創造機構運営費補助金

「現状」

当該補助金の中には、県派遣職員の人件費相当額が含まれており、平成 23 年度における金額は 221,070 千円である。

公益法人等へ派遣した地方公共団体職員の人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）において、原則として派遣先が負担するが、一定の条件を満たす場合、条例に定める範囲内において、地方公共団体が支給することができるとされている。

県は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）において、派遣先の団体において派遣法第 6 条 2 項に定められている業務に従事する派遣職員の派遣期間中の人件費については、県が支給することができるとしている。但し、時間外勤務手当、勤勉手当等の実績給は、派遣団体での勤務管理を前提とするものであることから、条例で規定する支給対象からは除外されている。

最高裁の判例において、公益的法人等に派遣職員等の給与相当額を含む補助金や委託料を支出することは、派遣職員の給与の支給について、議会の関与の下に条例による適正な手続の確保等を図る為に支給方法を法定した派遣法の趣旨を潜脱するもので同法に違反し違法、無効であるとされている。(最二判 平成24年4月20日 神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等、同附帯請求事件)

県は、平成24年度より、当該補助金（派遣職員の人件費を含む）について、にいがた産業創造機構の裁量の中で弾力的に運営ができるように交付金制度に移行している。また、派遣職員の給与の支給の取扱いについては、上記判例以外に現在係争中の事案があることから、当該判例動向等を注視し、必要に応じて見直しを検討することとしている。

「結論」

「平成22年度出資法人見直し」最終評価結果は、「法人の自主的運営、専門性の確保等の観点から、県派遣職員（30人）を逐次引き揚げることを検討（法人への補助金による県の人件費負担については、給与の直接支給へ切替え）」とされており、判例動向を踏まえ、評価結果への対応の検討を進めるべきである。

○主な論点

【県所管課等の意見】

- ・今後、受益者負担の増や収益事業について検討したい。
- ・県職員の役員就任は、新公益法人制度移行の際に見直しを検討。
- ・県派遣職員は、法人の機能維持のため現状維持が必要で、人件費補助については、給与の直接支給を検討したい。

【委員会の意見】

- ・国の財源で造成した基金は期限到来後に返済が必要とのことであり、その運用益の減収分をカバーするためにも受益者負担を増やすべき。
- ・なるべく自主財源で運営することを考えると、今後県派遣職員を減らしプロパーを増やしていくべき

○評価結果

【法人のあり方・県関与の見直し】

- ① 自主財源確保のため、法人事業の収益性を高める方策を検討
- ② 法人のガバナンスの強化、専門性の確保等の観点から、県職員の役員就任（3人）の縮減及び新公益法人制度移行の際の見直し（理事就任の見直し等）を検討
- ③ 法人の自主的運営、専門性の確保等の観点から、県派遣職員（30人）を逐次引き揚げることを検討（法人への補助金による県の人件費負担については、給与の直接支給へ切替え）

(注1)「平成22年度出資法人見直し」最終評価結果（平成22年12月27日 新潟県出資法人経営評価委員会）からの抜粋である。

(注2) 下線は監査人が付した。

【参考】

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(派遣職員の給与)

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）

第3条第4号に掲げる職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

3. 補助金等の算定方法について

（1）貸倒引当金の積立に要する経費を補助対象とする補助金について

「意見」

青年農業者等育成センターが実施する就農支援資金貸付金に対し、「貸倒引当金の積立に要する経費」を補助対象としている。貸倒リスクの顕在化抑制と県の更なる財政負担の回避のためにも、関係機関と連携して借受者の経営状況の把握に努めてもらいたい。

《農林水産部経営普及課》

- ・青年農業者等育成センター補助金

「現状」

①就農支援資金貸付金の概要

就農支援資金貸付金は、実施主体である社団法人新潟県農林公社／青年農業者等育成セ

ンター（以下「センター」という。）が、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づいて、青年農業者の就農支援を目的に、県からの借入金を原資として無利子で貸付けを行うものである。

		就農研修資金			就農準備資金	就農施設等資金	
内容		教育機関や先進農家等における研修費用			就農準備に必要な費用	経営開始に必要な施設等の購入費用及び就農計画に沿った規模拡大に必要な諸経費（土地の購入は除く）	
		研修教育施設費用	農家研修 海外研修	指導研修			
貸付限度額	月 5 万円	月 15 万円	1回 200 万円	1回 200 万円	青年 3,700 万円 (2,800 万円を超える部分は事業費の 1/2 以内) 中高年 2,700 万円 (1,800 万円を超える部分は事業費の 1/2 以内)		
償還期間	青年	12 年（据置 4 年以内） ※ 20 年（据置 9 年以内）も可能			12 年（据置 5 年以内） ※ 同時に購入する施設等の最長耐用年数（中古機械等の場合は残存耐用年数）以内で設定		
	中高年	7 年（据置 2 年以内） ※ 12 年（据置 5 年以内）も可能					
貸付機関	青年農業者等育成センター			融資機関			

②貸倒引当金について

平成 18 年度の包括外部監査意見を踏まえ、貸倒れが発生した場合に欠損を補填する財務基盤が無いセンターに対し、「貸倒引当金の積立に要する経費」を補助対象とし（「青年農業者等円滑確保育成推進事業（新規就農支援相談センター補助金）実施要領」第 3 事業内容（1）②才 別記 12）、平成 20 年度の「新参入者等の経営状況点検調査」を基に借受者（農業者）の経営状況等から引当額を 400 万円と試算して、平成 21 年度から 24 年度まで毎年 100 万円ずつ 4 年間で交付することとした（平成 23 年度末積立額 300 万円）。

《平成18年度包括外部監査意見より》

育成センターには財務基盤がないのであるから、育成センターのリスクを見極め、どの程度を育成センターの負担限度とするのかなど、県と育成センターの間で取決めておく必要もあると考えられる。

③現在の貸付状況

- ・「就農研修資金」（教育機関や先進農家等における研修費用の貸付）が貸付件数、残高ともに過半を占めており、今後は、その割合が増加すると見込まれる。
- ・「就農施設等資金」（経営開始に必要な施設等の購入費用及び就農計画に沿った規模拡大に必要な諸経費の貸付、土地の購入は除く）については、民間の金融機関による転貸を原則としているため、今後センターによる新規貸付は予定されていない。

《就農支援資金の貸付残高（平成25年1月末時点）》

区分	件 数		金額	
	(件)	構成比	(千円)	構成比
就農研修資金	50	80.6%	37,147	51.4%
就農準備資金	4	6.5%	2,636	3.6%
就農施設等資金	8	12.9%	32,518	45.0%
合計	62	100.0%	72,301	100.0%

④借受者の概況把握の現状について

県は、毎年度、「新規就農者経営状況調査」（新規就農支援資金借受者以外も対象とする）に基づき、面接や電話等により借受者から経営状況の聴き取り調査等を行う。当調査の主たる目的は、就農者の経営促進にあり、経営状況に問題があるとされた借受者に対しては、「社団法人新潟県農林公社就農支援資金貸付業務規定」に基づき、県の農業普及指導センターが経営指導を行うこととなっている。

「結論」

センターの主たる業務は、就農計画の策定から就農後のフォローアップまで一貫してサポートすることであり、貸付を主たる業務とする金融機関と同レベルの調査能力や債権管理を期待することは難しいと思われる。また、貸付件数の最も多い「就農研修資金」については、いわゆる奨学金制度と言えるものであり、延滞が発生した場合等には一般的な奨学金と同様に適切な対応が求められるが、全ての借受者について適時に世帯の経済状況等を把握し返済能力を確認することは困難であるということも理解できる。しかし、県の補助金により積み立てた貸倒引当金の額を上回る貸倒れが発生した場合、現状ではその負担についても県が負わざるを得ないものと考えられる。

したがって、県の所管課は、貸倒リスクの顕在化を抑制し、県の更なる財政負担を回避するためにも、貸付事業の実施主体であるセンターに対し一層債権管理に留意するよう指導するとともに、農業普及指導センターとの連携を強化して、可能な限り借受者の経営状況等の把握に努めてもらいたい。

III. 効果的な補助金等の執行

1. 補助金等の「評価」の現状について

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえて策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成 17 年 3 月 29 日付け総行整第 11 号総務事務次官）には、「補助金等の整理合理化」について、下記の記述がある。

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ② 終期の設定や P D C A サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

自治体の政策・施策目標の実現に向けて、補助事業そのものが妥当であるか、妥当性があつても厳しい財政状態のもとで、政策上のプライオリティが低く、廃止又は縮減されるべきではないか等、補助金が交付される際の政策的な根拠づけが問われている。補助金に対するこうした課題に対する取組には、補助金の効果を測定し、分析するとともに、補助金を交付する補助事業そのものを評価する仕組を確立する必要がある。各自治体では、三重県の「事務事業評価システム」の導入を契機に、1990 年代後半から「行政評価」の仕組が導入されている。従って、本節では、行政評価について触れるとともに、新潟県における評価の仕組を踏まえ、今回監査対象とした補助金等について検証を進める。

（1）国の「政策評価」

行政改革会議最終報告（9 年 12 月 3 日）を受けて、平成 13 年 1 月に中央省庁等改革の 1 つの柱としてスタートした政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）が平成 14 年 4 月より施行されている。

＜行政改革会議最終報告（平 9. 12. 3）（抜）＞

5 評価機能の充実強化

（1）評価機能の充実の必要性

- ① 従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。
- ② しかしながら、政策の実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反

映させる仕組みを充実強化させることが必要である。

③ また、評価機能の充実は、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

【政策評価制度の目的】

- ・国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
- ・国民の視点に立ち、成果重視の行政を実現すること
- ・国民に対する行政の説明責任を果たすこと

国の行政機関については、評価法の制定により評価システムが構築されたが、自治体に対しては一律の制度による評価を義務付けておらず、評価を行う努力義務も課していない。この考え方については、評価法の制定にあたって、「政策評価制度の法制化に関する研究会報告」（平成12年12月 政策評価制度の法制化に関する研究会）に下記の記述がある。

本法制における政策評価は、国が自らの政策について行う評価であることから、地方公共団体はその実施主体とはならないものである。

なお、地方公共団体が自らの政策について評価を行いこれを公表することも、住民に対する説明責任や行政の効率化の観点から重要であることから、本法制において、政策評価制度の導入に取り組むことを地方公共団体の責務として規定することも考えられる。

しかしながら、各地方公共団体の政策評価について、本法制における政策評価制度を「標準形」として一律にこれと同様の取組を求めるることは、地方公共団体の自主性や独立性を考慮すると必ずしも適当ではなく、また既に地方公共団体の間で独自の取組も始まっていることから、本法制においては地方公共団体の責務についての規定は盛り込まないこととすることが適当である。

(2) 地方公共団体の「行政評価」

自治省（現：総務省）行政局行政体制整備室は、地方公共団体の「行政評価」への取組状況を調査するために、1999年（平成11年）9月30日付で各都道府県の市町村課長・地方課長宛に整備室長名で「市長村における行政評価に関する研究に係る協力依頼について」を依頼し、その後、平成11年5月に「地方公共団体における行政評価についての研究会」を設置し、実務的な見地から、行政評価を円滑に導入するための進め方について研究を行い、2000（平成12年）3月、試行結果をふまえて「地方公共団体に行政評価を円滑に導入するための進め方—地方公共団体における行政評価についての研究報告書—」（自治省行政局〔2000〕）（以下「研究報告書」という）を纏めている。研究報告書では「行政評価」に関して、以下のように報告している。

「行政評価」の必要性

どれだけのコスト（予算や職員など）を投入したのか（インプット）、どれだけのことを行ったのか（アウトプット）ではなく、どれだけの効果をもたらしたのか（アウトカム）が重要。あるアウトカムを達成するためにインプットとアウトプットが適切に使われているのかチェックするために、行政評価が有効な手段。

他方、最近、住民に対する説明責任を果たすためにも行政評価が非常に有効。

「行政評価」と用語の定義

行政に関する評価には、多種多様なものがあり一義的に定義することは極めて困難。そこで、この報告書では、「行政評価」を「政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価するもの」とした上で、PLAN（計画）-DO（実践）-SEE（評価）-PLAN-DO-SEE…と循環する行政サイクルの中に位置づけ、『行政の現状を認識し、行政課題を発見するためのツール』と定義。

(3) 地方公共団体の「行政評価」の取組状況

自治省（現：総務省）行政局行政体制整備室は、2001（平成13年）年以降、「地方公共団体における行政評価の取組状況」について調査を実施している。総務省が平成23年3月16日に公表した「地方公共団体における行政評価の取組状況（平成22年10月1日現在）（以下「行政評価取組状況」という。）によると、都道府県・市区町村において977団体（54.4%）が行政評価を導入しており、その割合は年々増加している。

調査時点	平成 16 年 7月末	平成 18 年 1月 1 日	平成 18 年 10月 1 日	平成 19 年 10月 1 日	平成 20 年 10月 1 日	平成 21 年 10月 1 日	平成 22 年 10月 1 日
全団体数 (都道府県・市区町村)	3,169	2,122	1,887	1,870	1,857	1,843	1,797
導入団体数	573	599	641	764	846	932	977
都道府県	46	46	45	46	47	46	46
政令指定都市	13	14	15	17	17	18	18
市区町村	514	539	581	701	782	868	913
導入率	18.1%	28.2%	34.0%	40.9%	45.6%	50.6%	54.4%

(総務省ホームページより)

この調査における「行政評価」とは、政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいう。また、「政策」とは大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの、「施策」とは政策目的を達成するための方策、「事務事業」とは施策目的を達成するための具体的な手段としている。

(総務省ホームページより)

都道府県と市町村とでは、事務事業の質、量ともに違っており、「行政評価」の手法にも違いが出てくると考えられることから、以下では、「行政評価取組状況」から、新潟県の取組状況を各都道府県の取組状況と比較して確認する。

①行政評価の導入状況

	今回調査		平成 21 年 10 月 1 日現在	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
既に導入済み	46	97.9	46	97.9
試行中	0	0	0	0
検討中(導入時期決定)	0	0	0	0
検討中(導入時期未定)	0	0	0	0
導入予定なし	1	2.1	1	2.1
合 計	47		47	

「行政評価」は、47 都道府県のうち新潟県を含む 46 都道府県で実施されている。

②行政以外の主体による評価の実施状況

	団体数	構成比(%)
実施している	25	54.3
実施していない	21	45.7

【行政以外の主体の内容】

	団体数	構成比(%)
第三者機関	20	43.5
NPO 等他団体	2	4.3
議会	1	2.2
住民	0	0
その他	3	6.5

「行政評価」を導入している 46 都道府県のうち、20 都道府県で第三者機関による評価が実施されており、新潟県においても「新潟県夢おこし政策プラン評価委員会」による政策評価が行われている。

③評価結果の活用方法

	団体数	構成比(%)
予算要求や査定	44	95.7
直接反映している	17	37.0
参考資料としている	27	58.7
定員管理要求や査定	28	60.9
直接反映している	4	8.7
参考資料としている	24	52.2
次年度重点施策・方針の策定	45	97.8
直接反映している	17	37.0
参考資料としている	28	60.9
事務事業の見直し	44	95.7
直接反映している	19	41.3
参考資料としている	25	54.3
総合計画等の進行管理	36	78.3
トップの政策の達成を図るツール	18	39.1

評価結果の活用方法としては、行政評価を導入している 46 都道府県のうち、96%にあたる 44 都道府県が、「予算要求や査定」に活用しているとしている。しかし、その中で予算に「直接反映している」とするところは 17 都道府県であり、新潟県を含む 27 都道府県は「参考資料としている」との回答であった。

また、「次年度重点施策・方針の策定」(45 都道府県)、「事務事業の見直し」(44 都道府県)について多くの都道府県で活用方法としてあげているが、いずれも半数以上は「参考資料としている」との回答であり、新潟県についても「次年度次年度重点施策・方針の策定」及び「事務事業の見直し」については「参考資料としている」という回答である。

④行政評価の成果

	団体数	構成比(%)
成果の観点で施策や事業を検討	40	87.0
事務事業の廃止や予算削減	28	60.9
個別の事務事業の有効性が向上	23	50.0
個別の事務事業の効率性が向上	20	43.5
業務体系の再検討に繋がる	17	37.0
議会で結果が取り上げられる	15	32.6
議員の意識改革に寄与した	15	32.6
住民の関心や理解が深まる	15	32.6
職員の企画立案能力が向上	11	23.9
予算配分が大きく変更	0	0.0
人員配置が大きく変更	0	0.0

行政評価の成果としては、「成果の観点で施策や事業を検討」が 40 都道府県と最も多く、「事務事業の廃止や予算削減」も 28 都道府県が回答しているが、「予算配分が大きく変更」したところは 1 先もない。なお、新潟県は、「成果の観点で施策や事業を検討」及び「議会で結果が取り上げられる」を行政評価の成果として回答している。

「行政評価取組状況」からは、手法として行政評価を導入している都道府県が、評価結果を予算に直接反映し、事業の改廃を判断するために活用している訳ではないことが伺える。

⑤行政評価の課題

	団体数	構成比(%)
評価指標の設定	36	78.3
予算編成等への活用	29	63.0
職員の意識改革	28	60.9
行政評価事務の効率化	23	50.0
定数査定・管理への活用	18	39.1
評価情報の住民への説明責任	14	30.4
長期的な方針・計画との連携	13	28.3
外部意見の活用	10	21.7
議会審議における活用	2	4.3

行政評価の課題として、「評価指標の設定」が 36 都道府県、「予算編成等への活用」が 29 都道府県と多く、新潟県もこの 2 項目を行政評価の課題として回答している。

のことからも、行政評価結果を、行政評価の活用方法（「予算への直接反映」及び「事業の改廃の判断」）へ活かすことが困難な理由として、客観的かつ合理的な「評価指標の設定」が困難であることが考えられる。

2. 新潟県における政策評価について

新潟県において現在実施されている評価の仕組みは、県の最上位計画である政策プランの評価であり、そのことは政策プラン本文に「2 年ごとに中間評価を実施し、その結果を踏まえ対応することにより的確な行政運営を行う」と記載されている。その概要は以下のとおりである。

（1）評価の目的

- ① 政策プランに掲げる政策目標の確実な達成を図る。
- ② 政策プランに基づく取組の成果を分かりやすく県民に示すことにより、県民の視点に立った行政運営を行う。

（2）評価の概要

- ① 2 年ごとに中間評価を実施し、4 年ごとにプラン見直しに向けた最終評価を行う。
- ② 政策プランの政策ごとに設定した政策指標（※）の進捗状況等を踏まえ、社会経済情勢等の外部要因の分析も含めた視点で、総合的に評価を実施する。
- ③ 評価の専門性及び客観性を確保するため、評価は外部有識者による評価委員会「新潟県夢おこし政策プラン評価委員会（以下「政策プラン評価委員会」という。）」が行い、政策プラン評価委員会は評価結果を知事に報告する。県は報告された評価結果を県民に公表する。

※ 政策プランの政策ごとに設定した政策指標（抜粋）

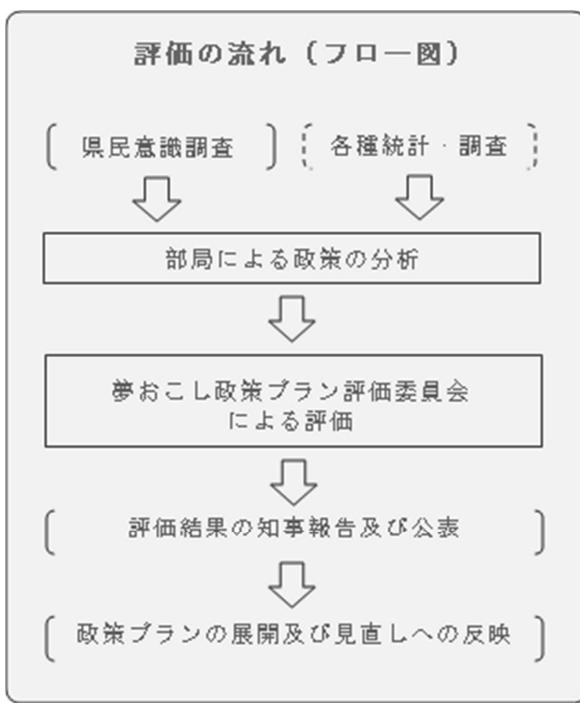
政策	指標	目標
企業育成の推進 【産業労働観光部】 【土木部】	製造業付加価値額	平成 20～24 年までの増加額 261 億円程度
	《参考指標》 企業売上高対前年増加率	平成 22 年度に 0.0% 以上
	《参考指標》 県庁調達の実績	向上させる
①成長分野に重点を置いた産業政策の実施 ②本県産業の「強み」の更なる強化	ア 健康・福祉・医療関連産業の振興 【産業労働観光部】	県内健康ビジネス付加価値額 平成 20～24 年度までの増加額 212 億円程度
	イ 食品産業の高付加価値化 【産業労働観光部】	食品産業における高付加価値化の取組件数 48 件 (平成 21～24 年度)
③地域の基幹産業である建設産業の振興 【土木部】	ア 製造業 【産業労働観光部】	製造業付加価値額 平成 20～24 年までの増加額 261 億円程度
		NICO 支援企業（製造業関係）の付加価値増加額 平成 20～24 年度までの増加額 135 億円
	イ サービス業 【産業労働観光部】	県内情報サービス業の同業者以外への売上高 平成 24 年まで年間 20 億円程度增加
		中心市街地活性化基本計画策定地域等（5 地域）における歩行者通行量 5 地域全てを平成 24 年度までプラスの方向に向ける
魅力ある農林水産業の実現 【農林水産部】	県内建設企業の利益率	向上させる
	Made in 新潟 新技術普及・活用制度の登録・活用件数	増加させる
①産業として成り立つ農林水産業の展開	ア 消費者の需要を反映した適地適産の農林水産業 【農林水産部】	農業1経営体当たりの売上額 3,000 万円以上を目指す (平成 24 年度)
		学童等体験活動参加者数（グリーン・ツーリズム誘客数） 20 万人程度を目指す (平成 24 年度)
	イ 日本の食の発信基地 【農林水産部】	新潟米産出額シェア 10%以上に伸ばす (平成 28 年)
		ブランド化を目指す農産物の産出額 平成 24 年までに 15% 程度増加させる（平成 16 年比）
		主要県産農産物の輸出額 2 億円以上を目指す (平成 24 年度)

政策		指標	目標	
①農業の担い手確保と組織化・法人化の推進 【農林水産部】	ウ 農業の担い手確保と組織化・法人化の推進 【農林水産部】	他産業並の所得を確保する経営体数	5,000 育成する (平成 24 年度)	
		新規就農者数	毎年 280 人を確保 (平成 24 年)	
	エ 農地・水・農村環境等の確保と保全 【農地部】	整備済み農地の農地集積率	100%を目指す (平成 28 年度)	
		経営体の経営面積に占める優良農地の割合	100%を目指す (平成 28 年度)	
	オ 森林資源の利用促進 【農林水産部】	越後杉ブランド出荷額	出荷額 10 億円程度を目指す (平成 24 年度)	
	カ 水産資源の育成及び有効利用の推進 【農林水産部】	ブランド化を図る魚種の產出額	2 割程度伸ばす(平成 11~15 年平均比) (平成 24 年度)	
	②農山漁村の多面的機能の發揮	ア 中山間地域の維持発展 【農林水産部】	中山間地域(直払地域)の稻作生産組織数	500 組織育成する (平成 24 年)
		不作付地等を活用した新規需要米等の作付け拡大面積	5,000ha (平成 28 年度)	
		イ グリーン・ツーリズムの総合的推進 【農林水産部】	学童等体験活動参加者数(グリーン・ツーリズム誘客数)	20 万人程度を目指す (平成 24 年度)
			防災グリーンツーリズムによる交流組織員数(県内地域・団体と交流する首都圏の組織員数)	5 万人 (平成 24 年度)
	ウ バイオマス・バイオエタノール利活用の推進 【農林水産部】	バイオマス利用率	75%を目指す (平成 24 年度)	
③若者に魅力的な住み良い農山漁村の生活環境整備 【農地部】		農振地域内の汚水処理の普及率	都市並(県全体並)にする (平成 28 年度)	
		緊急・介護車両のスムーズな運行が確保されていない集落の解消数	解消する (平成 28 年度)	
観光立県の推進 【産業労働観光部】		観光入込客数	平成 24 年度までに中越大震災前の水準に回復	
		外国人県内宿泊延べ人数	132,000 人 (平成 24 年度)	
		朱鷺メッセにおける大規模コンベンションの年間開催件数	330 件 (平成 24 年度)	

※「新潟県「夢おこし」政策プラン 指標編」より加工

(3) 評価の進め方

- ① 政策プランに掲げる成果指標等の状況把握のため、定期的に県民意識調査及び首都圏調査を実施する。
- ② 各政策の担当部局は、設定した政策指標の進捗・達成状況や政策の課題等について分析を行う。
- ③ 民間有識者等で構成する「政策プラン評価委員会」は、担当部局が行った政策分析を検証する形で、政策の柱（23本）を基本単位として、その達成度について評価を行う。



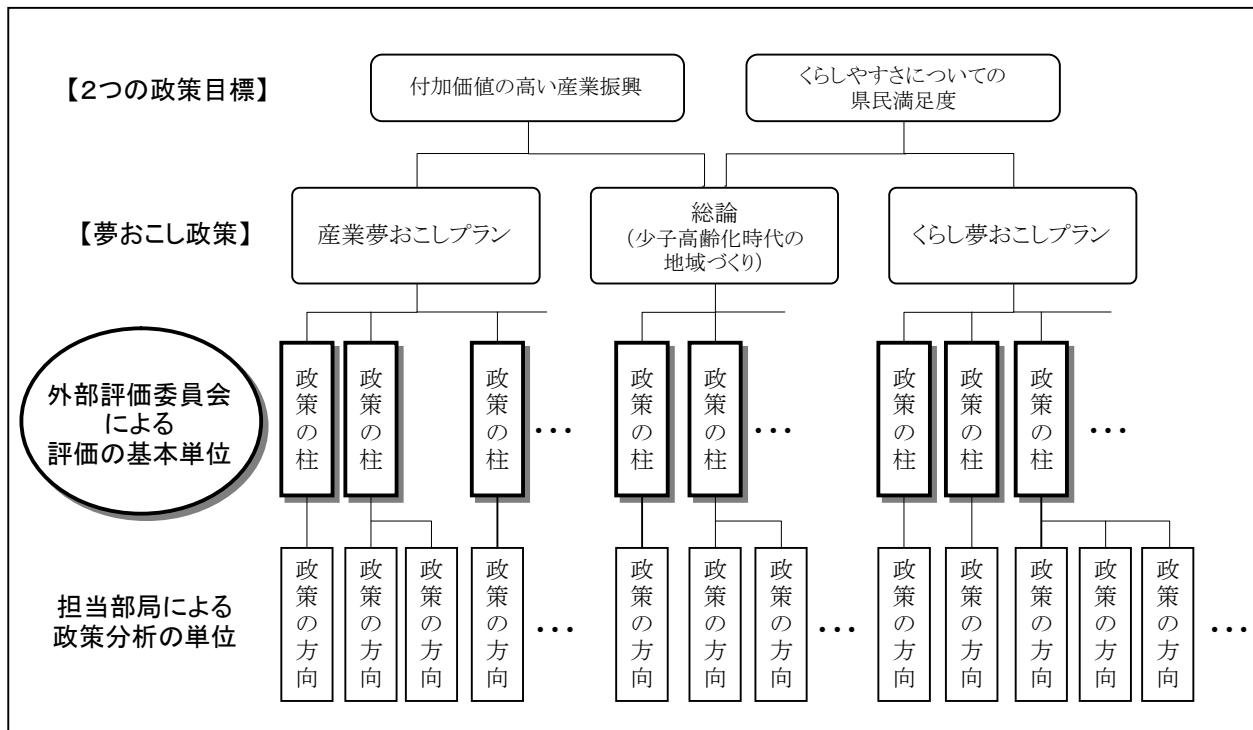
※ 県ホームページより

(4) 政策プラン評価委員会の意見から

政策プランの評価では、成果指標をベースに外的要因も加味した評価を行っているが、社会経済情勢といった外的要因の影響が大きいことから、政策プラン評価委員会の意見には「評価委員会では、指標の数値変動が果たして県の施策効果によるものかどうか、判断の難しいケースがあった。一方で、効果的と考えられる施策・事業の成果が、指標からは読み取りにくいものもあった。結果としての成果指標と、そこにつながる県の取組や努力について、順序立ててわかりやすく説明されることにより、県民に対して説得力があり、納得感を与える評価に結びつけられることから、今後の政策分析にあたって配慮願いたい。また、「やや遅れている」と評価した政策の柱のほかにも、その進捗や達成状況が必ずしも順調に推移していない指標もあることから、個々の施策について、より詳細な分析を行い、効果的な対策を講じられたい。」（「新潟県「夢おこし」政策プラン中間評価報告書（平成23年7月29日）／II 夢おこし政策の評価 1 中間評価の総括（3）政策全般に関する意見」との記述があり、政策プラン評価委員会の報告からも指標に基づく評価の難しさは見られる。

政策プラン評価委員会による政策プランの評価は、政策の方向性とその実現に向けた達成度や進捗度合いを県民にわかりやすく示すという点で効果があるものと認められ、各事業は政策プランに示す方向感で効果的と考えられるもので構築されていると思われるが、手段である個々の事業がどの程度効果を発揮し、政策プランに掲げる政策目標の達成にどのように役立っているかを分析することは、事業の拡大、縮小あるいは廃止を判断するプロセスにおける一つの判断材料として重要であると考える。

【政策プラン評価の体系】



3. 各事業の効果測定等について

今回監査対象とした補助金等について、成果や効果を重視した制度運用を行うためにも、指標等を用いて、客観的に、補助金等を交付した結果としての事業の効果を明らかにすることがより一層求められると考えることから、どのように事業の効果を測定し、評価しているのか、所管課からのアンケート及びヒアリングを実施し、指標の設定等の効果測定の方法について検討を行った。

補助金等の目的、内容等によって事業の効果測定方法について、様々なケースが考えられるが、ヒアリング等の結果を踏まえ、成果指標の設定をはじめとする事業の効果測定方法等について、下記「(1) 監査対象補助金等に対する「意見」の考え方」のとおり整理し、この考え方に基づき「(2) 各補助金等に対する意見」において意見を付する。なお、平成23年度をもって取扱いを終了した補助金等については、意見の対象としない。

(1) 監査対象補助金等に対する「意見」の考え方

①指標等を用いた効果測定が行われているが、精度を高めていくことが望まれるもの

ア 指標として採用する内容について

評価指標は「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」をわかりやすく示す成果（アウトカム）に着目したアウトカム指標が望ましい。成果に着目した目標指標の設定が困難、あるいは適切でない場合には活動（アウトプット）に着目した目

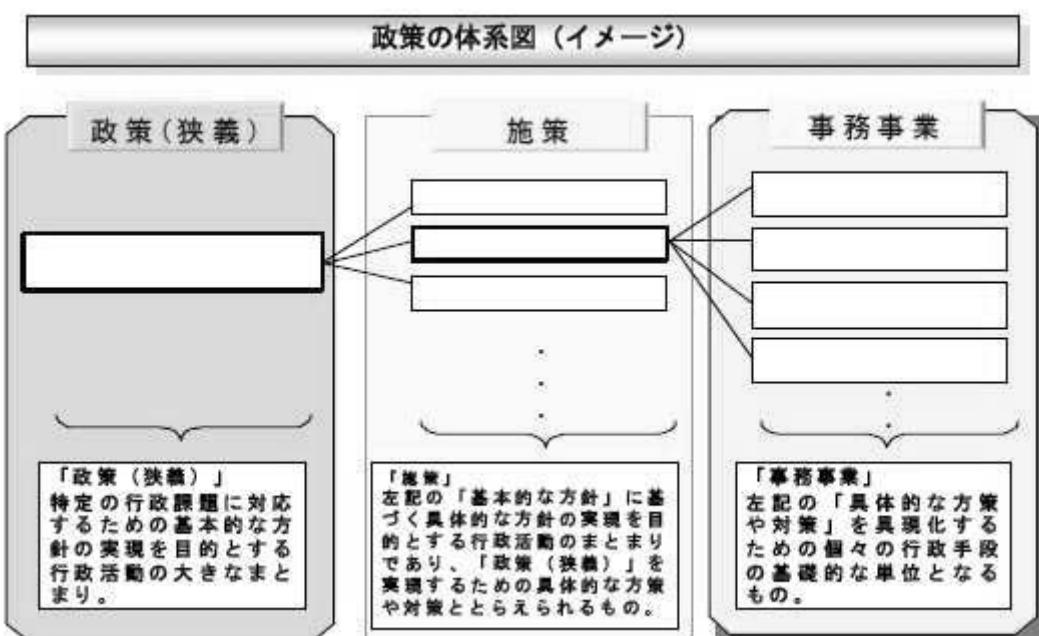
標を設定することもやむを得ないが、アウトプット指標は、事業の活動に着目した指標であるため、事業の「成果」ではなく「遂行」に目を奪わがちである。従って、可能な限りアウトカム指標の設定に取り組むべきと考える。

イ 政策体系に基づく評価について

各補助事業等のアウトカム指標として、政策プランに掲げる指標等、上位の目標と指標を一にする場合には、事業単独でどのように評価されているか明確でない。

評価法では、「政策」「施策」「事務事業」は、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成しているものと捉え、政策体系（「政策・施策・事務事業」）と呼んでいる。各事務事業は、政策を実現するための具体的な手段として位置付けられることから、どのような目的の下に実施されるかを常に念頭に置くことによって、位置付けが明らかになり、的確な効果分析を行うことが可能となる。

「政策」「施策」「事務事業」の関係を体系的に捉え、事業単独のアウトカム指標の設定を検討する等、事業の効果測定、評価を行い、目的（政策・施策）に対する手段（事業）の効果を明確にすべきと考える。



「政策評価 Q&A 政策評価の問答集 より抜粋」

②交付先、事業区分等が複数あり、それぞれに効果測定が実施されているもの

複数の事業者等が交付先となっている場合や、一つの事業の中に事業区分（事業メニュー）が複数ある場合は、それぞれに具体的な取り組みが異なることから、効果を測定する指標も異なることが多い。こうしたケースにあっては、単一の指標をもって事業全体を評価することが難しいことから、交付先毎又は事業区分毎の取組実績や活動の成果を把握とともに、事業全体としてどのように客観的な評価を行うか、その方法も検討する必要がある。

③効果測定のための指標が設定されていないもの

事業の見直し（事業の継続、拡大、縮小、終了の判断）を的確に行うためには、可能な限り事業の効果を数値化する指標を設定することが望まれる。しかし、指標に基づく事業の効果測定が困難な場合には、事業の見直しの契機として、事業の終期（見直し期）を設定しておくことも、事業の長期化による交付目的の陳腐化を回避する上で効果があると考える。

なお、監査対象とした補助金等のうち、終了年度が設定されていない補助金等は42件であった。その中で、国の補助事業として行われ、国の交付要綱等において終了年度が設定されていないため、終了年度の設定ができない14件を除く28件について、補助等の開始から平成23年3月31日までの経過年数を確認したところ、以下のとおりであった。

経過年数	件数	割合
20年以上	7	25.0%
10年以上20年未満	3	10.7%
10年未満	18	64.3%
合計	28	100.0%

所管課	補助金等	経過年数
産業振興課	スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金	2
産業振興課	新エネルギー産業群形成事業費補助金	3
産業政策課	起業チャレンジ奨励事業費補助金	2
産業政策課	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	58
産業政策課	県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金	6
産業政策課	創業・経営革新総合支援事業費補助金	9
産業政策課	にいがた産業創造機構運営費補助金	9
産業政策課	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金	5
産業政策課	小規模事業経営支援事業費補助金	52
産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（クラウド活用型ビジネス創出事業）	10
産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（地域結集型研究開発プログラム事業）	10
産業振興課	産地の経営環境改善事業補助金	1
商業振興課	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金	1
商業振興課	新潟県新成長設備投資促進事業補助金	1
商業振興課	共同店舗総合支援事業費補助金	5
商業振興課	商店街再生支援事業費補助金	6
監理課	建設業経営相談等支援事業補助金	(注1) 6
技術管理課	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金	(注2) 1
地域農政推進課	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金	32
経営普及課	青年農業者等育成センター補助金	4

所管課	補助金等	経過年数
農地建設課	県単農業農村整備事業補助金	53
林政課	民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金	42
林政課	木材業製材業育成振興事業補助金	7
観光振興課	新潟県観光協会補助金	48
観光振興課	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	32
観光振興課	観光振興事業補助金	12
観光振興課	観光基盤整備事業補助金	4
観光振興課	魅力ある観光地づくり支援事業補助金	4

(注 1) 外部の第三者委員会等で定期的に事業のあり方を検討中

(注 2) 事業実施後間もないことから現在検討中

(2) 各補助金等に対する意見

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
1	産業振興課	健康関連ビジネスモデル推進事業補助金	地域の企業等が実施する健康ビジネス創出の先導的なプロジェクトを補助し、サービス・機器・食等の新たな健康ビジネスの育成・創出を図ることを目的としており、「売上高」を成果指標の一つとして設定している。	[H23 終了]
2	産業振興課	スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金	事業の実施内容や進捗状況は「にいがたスマートコミュニティ検討委員会」に報告され、評価されている。	
3	産業振興課	新エネルギー産業群形成事業費補助金	新エネルギーに関連した産業群の形成を支援するため、にいがた産業創造機構が行う新エネルギー群形成事業に対して補助を行うものであり、事業終了時、6か月後及び1年後の商談実績を成果指標としている。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。なお、本事業において得られた情報は、県内企業や新潟県へフィードバックし、県内企業の当該分野への進出や販路開拓を促すとともに、支援施策の検討資料としている。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
4	産業振興課	電気自動車等環境整備促進事業補助金	電気自動車等の普及促進を図ることを目的とし、電気自動車の普及促進が図られているかどうかは、電気自動車の台数及び充電器の台数で確認している。また、電気自動車の普及促進には、急速充電器の配置をバランスよく行う必要があり、急速充電器の空白地域の解消も目的の一つとしている。	[H23 終了]
5	産業政策課	起業チャレンジ奨励事業費補助金	当該補助金の目的は、若年層を中心とした比較的小規模で幅広い起業の促進と新たな雇用の創出である。補助金を交付し事業を実施することで、起業者を含めた雇用創出が見込まれることから、「雇用人数」を指標としている。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	
6	産業政策課	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	「巡回・窓口指導数」、「講習会の開催数及び参加者数」、「実態調査の状況」、「組合への情報提供の状況」、「役職員の研修参加状況」、「専門家を活用した指導件数」などを実績報告書で確認している。	事業の目的は「中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進すること」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。
7	産業政策課	県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金	県産品や観光等の県情報発信を行い、県産品の販路拡大や観光の誘客等を図ることを目的とする。「ネスパス入館者数及び売上高」を指標としている。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
8	産業政策課	創業・経営革新総合支援事業費補助金	にいがた産業創造機構が達成すべき目標を中期目標として定め、同機構が当該中期目標を達成する観点から本補助金を活用していることから、「創業・新分野進出企業数等各種指標」で確認している。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	
9	産業政策課	にいがた産業創造機構運営費補助金	運営費補助金のため、指標等は設定していない	
10	産業政策課	地域中核企業見本市等出展支援事業費補助金	地域内に協力企業を多く抱える企業（地域中核企業）の販路開拓を支援し、地域中小企業の受注拡大を図ることを目的とし、「成約額」によって測定している。	[H23 終了]
11	産業政策課	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金	当該補助金の目的は、高度な技術やマーケットニーズを捉えた商品・サービスを開発している既存の県内企業がマーケティングやマネジメントに長けた社外の人材を新たに雇い入れることで、県経済に大きなインパクトをもたらす新たなビジネスモデルの創出を実現することであり、その成果指標を「売上増加額」としている。	
12	産業政策課	小規模事業経営支援事業費補助金	「巡回・窓口指導数」、「記帳指導数」、「講習会の開催数及び参加者数」、「金融斡旋件数」、「施策普及のための資料の作成状況」、「役職員の研修参加状況」、「専門家派遣指導の件数」などを実績報告書で確認している。	事業の目的は「地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与すること」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。
13	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金（クラウド活用型ビジネス創出事業）	県内IT関連企業の受託型ビジネスからの脱却を図ることを目的とし、指標として、同業者以外との取引件数を設定している。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
14	産業振興課	新潟県産業創造事業費補助金 (地域結集型研究開発プログラム事業)	食の安全と安心を確保するため、県内の農・工それぞれについて研究ポテンシャルを有する地域の大学、国公立試験研究機関、研究開発型企業等が結集して共同研究を行うことにより、次世代の高品位食糧供給基地へと飛躍させる先端技術を創出することを目的とする。先端技術が創出されたかどうかは、「特許、論文、実用化・商品化されたもの等の件数」によって測定している。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	
15	産業振興課	モノづくりにいがた新需要創出事業補助金	地場産業の新たな需要創出を図ることを目的とする。新たな需要創出が向上したかどうかは、「売上高」、「集客数」などの指標により、新たな需要創出が向上したか測定している。	[H23 終了]
16	産業振興課	地域産業需要創出緊急支援事業補助金	円高や内需低迷等により経営が悪化している中小企業が緊急に受注を確保することを目的とする。「売上高」、「受注額」、「商談件数」などの指標を把握し、補助金額に対する売上高の合計を事業全体の成果として測定している。	
17	産業振興課	産地の経営環境改善事業補助金	地場地産の中小企業に共通する構造的な課題改善に向けた取組を支援し、もって中長期の販路拡大、受注確保を図ることを目的とする。受注確保したかどうかは、「受注額」、「契約件数」などによって受注確保を測定している。	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
18	商業振興課	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金	設備投資を促進することで、地域経済への波及、企業の経営基盤強化及び雇用創出を目的とする。地域経済への波及については「設備投資額」より推計され、企業の経営基盤強化及び雇用創出については「売上高」及び「常用雇用者数」により測定している。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	
19	商業振興課	新潟県新成長設備投資促進事業補助金	設備投資を促進することで、地域経済への波及、企業の経営基盤強化及び雇用創出を目的とする。地域経済への波及については「設備投資額」より推計され、企業の経営基盤強化及び雇用創出については「付加価値額」及び「常用雇用者数」により測定している。また、「にいがた産業創造機構業績評価委員会」において業績評価を実施している。	
20	商業振興課	にぎわいのあるまちづくりモデル地域支援事業費補助金	中心市街地の活性化が図られることを目的とし、「空き店舗数」、「歩行者通行量」、「個店の売上額」や「中心市街地で実施するイベントの来客者数」等の指標により測定している。	[H23 終了]

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
21	商業振興課	共同店舗総合支援事業費補助金	<p>共同店舗の活性化を図り、収入基盤を強化することを目的とし、「空区画数」、「イベントの売上額」、「来店者数」等の指標により一定の効果を測定している。</p> <p>また、共同店舗を取り巻く環境を踏まえた効果的な研修が実施されているかどうかを、「テーマの設定方法・その内容」、「出席者数」、「事業効果」等について実績報告書で確認し、研修の実施が事業の目的達成に寄与しているかどうかを確認している。(研修の効果を推察するため、今後は出席者を対象としたアンケート調査の活用なども検討)</p>	事業区分が複数あることから、事業区分毎の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。
22	商業振興課	買い物利便性向上モデル事業費補助金	買い物利便性の低い中山間地等における買い物の利便性の向上を図ることを目的とする。事業者が中山間地等の買い物困難地域において、補助対象事業を継続・拡大することで、当地における買い物の利便性の向上が図られていると思量されることから、「事業者(事業)の売上高」によって一定の効果を測定している。	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。
23	商業振興課	商店街再生支援事業費補助金	商店街の機能の維持・強化及び魅力の向上など、商店街の再生が図られることを目的とし、「歩行者通行量」、「個店の売上額」や「商店街で実施するイベントの来客数」、「空き店舗数」等の指標により測定している。(具体的な数字で把握されていない事例もあることから、今後は、可能な限り具体的な数字の把握に努める。)	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
24	監理課	建設業経営相談等支援事業補助金	<p>「新潟県建設産業活性化プラン検討会議」において、委員会が設置され、事業を評価している。「夢おこし」政策プランは地域経済と雇用を支える県内建設産業の活性化を目的としており、活性化の判断に当たっては、県内建設企業の利益率の向上を政策指標として設定している。本事業は建設市場の縮小により経営環境が厳しさを増す中、本県の基幹産業である建設企業の経営の維持が図られるよう支援するものである。</p> <p>県内建設企業の収益性の確保に寄与するため、経営上の問題や新分野のノウハウ、販路確保等の課題を抱える企業に対し、専門家派遣による相談及びセミナーによる情報提供を行い、課題解決・リスク軽減を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数及び専門家派遣件数 ・セミナー等の開催回数及び参加者数 	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
25	技術管理課	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金	「補助金交付技術数」を指標としているが、事業実施から1年に満たず、事業効果の測定方法については検証中。	早急に事業の効果測定方法を策定する必要がある。

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
26	地域農政推進課	新潟米付加価値向上施設整備促進事業費補助金	<p>『新成長プロジェクト』事業として、平成23年度及び24年度の2年間で約150億円の経済効果を見込んでおり、これが成果指標となる。なお、事業区分毎に目的及び内容・対象施設を踏まえた指標を設定し、取組実績を把握している。</p> <p>《品質向上物流合理化施設整備支援》 区分集荷・販売数量、付加価値販売等の取組数量</p> <p>《米粉処理加工施設整備支援》 米粉用米生産量、米粉又は米粉加工品の製造数量、米粉売上金額</p> <p>《輸出環境整備関連施設整備支援》 新潟米の生産・仕入数量、輸出数量・売上金額</p>	
27	地域農政推進課	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金	「規模拡大面積」、「生産量」等、事業細目毎に目的及び内容・対象施設を踏まえた指標になるように設定している。	農林水産業の総合的な振興を目的として、多種多様な事業により構成されているため、事業種目毎に、効果測定の方法も異なり、事業全体としての効果測定が難しい。事業細目毎に取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、その目的や内容に応じた効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。
28	地域農政推進課	食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金	「強い農業づくり交付金に係る第三者委員会」が評価を行っている。食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の配分基準による。成果指標は、取組区分及び整備する施設毎に国が規定している。	[H22 終了 (H23 は繰越のみ)]
29	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度取組円滑化事業費補助金	農業者戸別所得補償制度への移行の中での、各市町村への支援事業のため、効果測定していない。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
30	農産園芸課	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	農業者戸別所得補償制度に係る活動事業のため、効果測定していない。	
31	農産園芸課	稲作経営体園芸導入対策事業補助金	当該事業は、稲作経営体等への園芸導入を推進し、経営の安定化・体質強化及び園芸産地の形成を図ることであり、園芸導入・拡大による園芸品目の「栽培面積」を把握し、増加面積により推計した「販売額」とあわせて事業の効果を評価している。	
32	農産園芸課	果樹・花きブランド産地発展支援事業費補助金	当該事業は、消費者のニーズに対応した果樹・花きを安定的に供給し、ブランド化と産地の販売力を強化することを目的としており、平成24年度を終期として、産地を選定し取り組みを支援している。政策プランでは「ブランド化を目指す農産物（いちご、えだまめ、西洋なし、ユリ切り花、にいがた和牛）の産出額」を指標に掲げているが、その他の品目についても品目毎に販売額等を把握し事業効果を評価している。また、「新規担い手数」や「産地表示店舗数」等の取組実績についても把握している。	
33	農産園芸課	農業再生協議会等活動支援事業費補助金	農業者戸別所得補償制度創設に当たり設置された農業再生協議会の機能強化を目的としているため、事業効果測定指標を設置していない。	
34	農産園芸課	新潟米ブランド力強化対策事業	本事業は、新潟米ブランドの強化を図るため、食味・品質調査による栽培管理の改善や商品力の向上等を図ることとしており、成果指標は、新潟米食味・品質基準ガイドラインに基づく、区分集荷・販売量等を事業主体毎に設定し、全事業主体の取組量の合計により評価している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
35	農産園芸課	園芸生産・流通対策事業費補助金	県域の果樹、花き、葉たばこの生産振興、販売促進を目的とした事業計画を提出してもらい、以下の実績で評価している。 《技術向上研修》 実施回数、参加人数 等 《共進会》 実施回数、出展点数 等 《販売促進活動等の実施》 実施回数 等	事業の目的は「果樹、花き、葉たばこの生産振興や販売促進による園芸産地の発展と園芸農家の安定経営」であり、効果測定にあたっては、取組実績だけでなく活動の成果を把握することも検討されたい。
36	農産園芸課	越後姫品質向上モデル産地育成事業補助金	当該事業は、越後姫のブランドに見合う品質を確保するための産地の取り組みを支援するものであり、平成24年度を終期としてモデル産地を育成している。糖度基準を設定し出荷時の糖度を調査することによって、品質を数値化して個別の生産者へ改善対応とともに、事業の効果を評価している。また、「市場単価」や「首都圏への出荷率」等にも成果として表れることから、これらの数値もあわせて捕捉している。	
37	農産園芸課	非主食用米産地確立緊急支援事業費補助金		[H23 終了]
38	食品・流通課	多様な分野での米粉需要創出事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに開発されたアレルギー対応及びプレミックス商品数 ・新たな商品の原料となる県産米の使用量 ・米粉用米の県内生産量 	[H23 終了]
39	食品・流通課	「食のにいがた」新商品開発事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	県産農林水産物の消費拡大のため、県産農林水産物を使用した新商品開発を促進することを目的としていることから、「新規開発商品数」を成果指標として把握している。また、補助事業終了後3年間、「新商品の売上額」及び「県産農林水産物の使用量」の報告を受け、事業効果を確認している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
40	食品・流通課	にいがたフード・ブランド戦略実践支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	<ul style="list-style-type: none"> ・総出荷量、総出荷額 ・首都圏出荷量、首都圏出荷額 ・県内認知度、首都圏認知度 <p>注：ブランド化の取組は成果の数値化が困難のため、あくまで参考資料として確認している。</p>	[H23 終了]
41	食品・流通課	学校給食米粉パン供給事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	学校給食における米粉パンの普及定着を図り、県産米の消費を拡大することを目的としていることから、学校給食における「米粉パン供給量」を指標としている。	
42	食品・流通課	米粉めん学校給食導入支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	学校給食における米粉めんの普及定着を図り、県産米の消費を拡大することを目的としていることから、学校給食における「米粉めん供給量」を指標としている。	
43	食品・流通課	農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）	県産農産物の輸出拡大を目的とし、これまで輸出されていない国に対して新たに輸出を始める場合には、①現地輸入パートナーの開拓、②テスト輸出、③輸出契約締結など、商業輸出開始までの各段階において、課題を解決しながら段階的に進めていく必要がある。輸出開始または輸出拡大につながるかどうかは、新規輸出先の開拓、輸出量の増加等、事業主体の取組段階によって、各段階における課題を解決できたかどうかによって測定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
44	畜産課	にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金	<p>飼養頭数の増加を目的とし、事業実施年度の年度末の飼養頭数と前年度の年度末の飼養頭数を比較することによって測定している。</p> <p>また、飼養頭数の増加に伴って増加する「にいがた和牛の販売額」が成果指標となり、「販売額」や「出荷頭数」によって測定している。</p>	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
45	地域農政推進課	経営革新支援事業費補助金	6次産業化による商品開発・販売がなされることを目的とし、「新商品が開発されたこと」と「その商品の販売額」により測定している。	[H23 終了]
46	地域農政推進課	中山間地域新規就農者確保モデル事業費補助金	「新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会」にて事業評価が行われている。中心となる農業者の若齢化と地域農産物の高付加価値販売等を通じた地域全体の所得向上を目的とする。農業者の若齢化については、事業を実施することにより達成され、地域農産物の高付加価値販売等については、各交付先で設定した成果指標の動向で測定している。	
47	地域農政推進課	水田経営安定化・フル活用モデル事業費補助金	「水田経営安定化・フル活用モデル事業検討委員会」にて事業の評価を行っている。農業者の経営安定が図られることを目的とし、非主食用米等の実施面積により測定している。	
48	地域農政推進課	担い手ビジネス力向上支援事業費補助金	農業者の企画・販売力が強化されることを目的とし、「農産物等の販売額」により測定している。	[H23 終了]
49	地域農政推進課	農商工連携推進モデル事業費補助金	開発する商品及びその商品の販売額 農商工連携による商品開発・販売がなされることを目的とし、「新商品が開発されたこと」と「その商品の販売額」により測定している。	[H23 終了]
50	地域農政推進課	農産物販売等専門家派遣支援事業費補助金	農業者の企画・販売力が強化されることを目的とし、「農産物販売等専門家の派遣回数」により測定している。 また、派遣等による商品開発及び販売実績を事後的に調査することにより、活動の成果を把握している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
51	地域農政推進課	担い手育成総合支援協議会設置事業費補助金	担い手の確保・育成がなされることを目的とし、「研修会等の開催回数」及び「研修会等参加者数」により測定している。	「研修会等の開催回数」及び「研修会等参加者数」以外にも、事業の目的として、経営体の体质強化や売上の向上を上げていることから、「研修会開催」後の活動の成果を把握することも検討されたい。
52	地域農政推進課	農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）費補助金	地域の農業経営の継承円滑化のための計画を策定することを目的とする。計画策定においては、①農業経営意向調査、②集落検討会、③研修会等を開催する必要があるため、「これらの開催実績」を成果指標として設定している。	事業目的は「意欲ある若手に農地が集積される仕組みづくり」であることから、継承円滑化計画作成のための、集落検討会や研修会等を開催した活動の成果を把握することも検討されたい。
53	地域農政推進課	農地保有合理化促進事業費補助金	農地の集積を促進することを目的とし、「農用地の買い入れ面積、売り渡し・貸し付け面積」によって測定している。	
54	経営普及課	青年農業者等育成センター補助金	青年農業者等育成センターは、これから独立して農業経営を考えている人、農業経営体に就職を考えている人、実家の農業を継ごうと考えている人等に対する就農啓発活動や農業体験研修等、本県の次代の担い手の確保につながる取り組みを行っている。当該補助事業は、個々のメニューごとに「就農啓発活動数」、「就農相談件数」、「ホームページアクセス数」などの取組実績を把握している。なお、政策プランに掲げる新規就農者の確保・定着を目的とした施策の指標である「新規就農者数（毎年 280 人目標）」を成果指標として事業の効果を測定している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
55	農地建設課	土地改良施設維持管理適正化補助金	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
56	農地計画課	担い手育成支援事業補助金	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
57	農地建設課	県単農業農村整備事業補助金	《農業基盤整備事業》 他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。 《農村整備事業》 農村地域の県民満足度の向上を図ることを目的とする。県民アンケート調査により、暮らしの各分野における「満足層」の割合を増加させ、「不満層」の割合を減少させることを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
58	農地建設課	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
59	農地建設課	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
60	農地建設課	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
61	農地建設課	基幹水利施設管理事業補助金	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額3000万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
62	農地建設課	農地・水・環境保全向上対策事業補助金	「新潟県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」が事業評価を行っている。農地・水・環境の保全向上を図ることを目的とし、「活動参加人数」、「活動組織数」により測定している。	
63	農地整備課	経営体育成促進事業（高度土地利用調査・調整事業）	当事業は県費負担がなく、事業単独での効果測定は行っていない。	
64	農地整備課	経営体育成促進事業（高度経営体集積促進事業）	当事業は個別地区の経営体への農地集積率の成果に応じた補助であることから、事業単独での効果測定は行っていない。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
65	農村環境課	棚田地域保全対策事業補助金	農村地域の県民満足度の向上を図ることを目的とする。県民アンケート調査により、暮らしの各分野における「満足層」の割合を増加させ、「不満層」の割合を減少させることを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
66	農村環境課	農業用水水源地域保全対策事業補助金	当事業は県費負担がなく、事業単独での効果測定は行っていない。	
67	林政課	ふるさと越後の家づくり事業補助金	「越後杉ブランド認証材の出荷額」を成果指標としている。当事業では、越後杉ブランド認証材の使用量で補助額が決定されることから、直接的に越後杉ブランド認証材の利用促進につながる。	
68	林政課	越後杉安定供給体制整備支援事業	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。当該補助金は、ストックヤード整備を支援し、県産材の安定供給体制を整備するものであり、振興プランにおいても、「越後杉ブランド認証材出荷額」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。	
69	林政課	越後杉需要拡大プロポーザル事業補助金	「越後杉ブランド認証材出荷額」を指標として測定している。	[H23 終了]
70	林政課	越後杉環境貢献度「見える化」事業補助金	越後杉環境貢献度「見える化」の推進により、越後杉住宅の附加価値が高まり木材の地産地消につながり、ひいては越後杉ブランド認証材の利用促進につながることから、「越後杉ブランド認証材出荷額」を指標として測定している。	[H23 終了]

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
71	林政課	越後のふるさと木づかい事業補助金	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。また、政策プランを踏まえた振興プランに基づき、県産材の県民への利用促進に取り組んでおり、「県産材を活用した公共的モデル施設数」を取組指標として設定し進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。なお、補助事業者に県産材を使用してもらうだけでなく、PR方法や施設利用者計画等を設定させて県産材を利用している旨のPRを行ってもらうことで県産材の利用促進を図っている。	
72	林政課	森林整備加速化・林業再生事業補助金	国の要綱・要領等から指標を設定している。補助金等を交付して複数のメニューを実施することにより、県内の間伐実施面積、間伐材利用量を増加させる等、森林整備をより一層推進することを目的とする。間伐実施面積や間伐材利用量には、未整備森林の比率、間伐材等を搬出・運搬するための林内路網密度、木質バイオマス利用量等が密接に関連しているため。	
73	林政課	再造林低コスト化実証補助事業	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。また、政策プランを踏まえた振興プランに基づき、伐採跡地の再造林等の適切な更新作業の導入を進めることによって、地域の特性に応じた森林整備を推進しており、「育成林整備率」を取組指標として設定し進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
74	林政課	利用間伐ジャンプアップ対策事業	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。また、政策プランを踏まえた振興プランに基づき、集団間伐の団地設定や所有者の合意形成、間伐材の供給体制強化を進めることによって、間伐の計画的、効率的な実施を推進しており、「間伐整備率」及び「間伐材利用材積」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。	
75	林政課	きのこ王国支援事業補助金	政策プランを踏まえた振興プランに基づき、低コストで安全・高品質なきのこを安定的に生産する体制の整備と需要拡大を進めており、「きのこ生産量」及び「きのこ品質（A級品率）」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。また、「産地数」や「きのこGAP推進産地数」についても、取組実績として把握している。	
76	林政課	民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。また、政策プランを踏まえた振興プランに基づき、優秀な森林技術員の確保・育成を進めることによって、間伐の計画的、効率的な実施を推進しており、「間伐整備率」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
77	林政課	木材業製材業育成振興事業補助金	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。当該補助金は、木材業者等が組織する団体が行う人材育成や木材需要拡大等の取り組みを支援し、県産材の安定供給体制を整備するものであり、振興プランにおいても、「越後杉ブランド認証材出荷額」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。	
78	林政課	森林・林業・木材産業づくり交付金（にいがたフォレスト・ワーク支援事業）	政策プランに掲げる「森林資源の利用促進」の指標である「越後杉ブランド認証材出荷額」を成果指標とする。また、政策プランを踏まえた振興プランに基づき、意欲と能力のある林業事業体の育成と若年層を中心とした新規就業者の確保・育成を図ることによって、林業生産性の向上と県産材の安定供給体制の整備を推進しており、「県産材供給率」を取組指標として進捗管理と事業効果の測定・検証を行っている。また、「グリーンエキスパート研修受講者数」や「フォレストワーカー登録者数」についても、取組実績として把握している。	
79	水産課	新資源管理制度導入支援事業	「新潟新資源管理制度導入検討委員会」が事業評価をおこなっている。エビ籠の網目を拡大し、小型エビを保護して資源増大効果を促進させることを目的とし、「網目拡大を行ったエビ籠の数量」を指標としている。事業実施主体が使用する全ての籠(7,500 篠)を事業実施期間(H23-28)内に現在の10.5 篠から 10 篠に拡大した籠に交換する計画であり、平成 23 年度は全体の 20%に相当する 1,500 篠の交換を目標とし、これに要する経費の補助を行った。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
80	水産課	クロアワビ種苗生産支援事業費補助金	佐渡地区において漁業者が放流し、将来的には漁獲するためのクロアワビ種苗を生産することを目的とする。「種苗生産数量」を成果指標とし、その年度の種苗生産数量の種苗売り上げ費から、種苗生産全事業費を差し引いた、収支不足額の1/2を補助金額とする。	補助金額（補助率）は、交付要綱上定めているものではなく、佐渡市との協議・合意により決定している。その結果、H21年度以降、運営費収支不足額全額補助から、1/2補助に変更している。従って、佐渡市のクロアワビ運営事業の評価に留意されたい。
81	地域農政推進課	中山間地域広域連携等活性化支援事業費補助金	広域的な範囲で持続・発展可能な中山間地域農業の仕組みづくりを進め、各集落の連携等による、営農体制の強化及び地域資源を活用したビジネスの拡大等を目的とする。仕組みづくりや営農体制の強化、ビジネスの拡大が進んだかどうかは、各交付先で設定した成果指標の動向で測定している。	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。
82	地域農政推進課	中山間地域等パートナーシップ確立支援事業費補助金	中山間地域等と外部団体が連携した中山間地域農業の活性化に向けた持続的な協働活動の取組が行われることを目的とする。中山間地域農業の活性化に向けた持続的な協働活動の取組が行われているかどうかは、事業実施状況報告書により取組状況が確認できるため、これを成果指標としている。	各交付先の取組実績や活動の成果を把握するだけでなく、事業全体としての効果を客観的にどのように評価していくのか検討されたい。
83	地域農政推進課	中山間地域等直接支払交付金	「新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会」において、事業評価が行われている。交付金の目的が「適切な農用地の維持・管理等が5年間以上継続して行われること」となっており、成果指標（「協定農用地面積」）値の達成が、交付金の目的達成となる。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
84	農産園芸課	新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条の規定に基づき作成する被害防止計画の目標を達成することを目的とし、「野生鳥獣による被害金額」、「被害面積」等を指標として測定している。	
85	地域農政推進課	「食を活かしてふるさと満喫」実践地域育成事業費補助金	政策プランに掲げる「グリーン・ツーリズムの推進」ため、食資源を活かしたグリーン・ツーリズム交流人口拡大を図ることを目的とする事業であり、政策プランの指標である「学童等体験活動参加者数（グリーン・ツーリズム誘客数）」を成果指標とする。また、交付先ごとに具体的な数値目標（受入を行う農林漁家軒数、体験指導者数の増加、もしくは滞在日数の伸び）を設定し、事業効果を測定している。	
86	地域農政推進課	おいでの新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業費補助金	政策プランに掲げる「グリーン・ツーリズムの推進」ため、新規受入の拡大、もしくは滞在長期化・広域化を図ることを目的とする事業であり、政策プランの指標である「学童等体験活動参加者数（グリーン・ツーリズム誘客数）」を成果指標とする。また、交付先ごとに具体的な数値目標（「受入を行う農林漁家軒数」、「体験指導者数」、「滞在日数」）を設定し、事業効果を測定している。	

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
87	地域農政推進課	「心の絆でつながった交流」拡大事業費補助金	政策プランに掲げる「グリーン・ツーリズムの推進」ため、首都圏住民と日頃からの持続的な相互交流を進め、いざという時、本県に安心して避難していただけることを目的とする事業であり、政策プランの指標である「防災グリーンツーリズムによる交流組織員数」を成果指標として事業効果を測定している。	
88	農村環境課	農業集落排水整備事業起債償還助成	当事業は平成 19 年度以前に農業集落排水施設の整備事業を実施した市町村の起債償還に対する助成であり、事業単独での効果測定は行っていない。	
89	農地整備課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農用地等集団化事業）	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額 3000 万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
90	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田保全整備事業）	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額 3000 万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
91	農村環境課	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）	他産業並みの所得を確保する経営体を育成することを目的とする。経営強化を図り、農産物の高付加価値化を促進することにより農業の1経営体当たりの売上額 3000 万円以上を目指すことを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。

No.	所管課	補助金等名称	事業効果を測定する方法等	「意見」
92	農村環境課	農振興総合整備事業	農村地域の県民満足度の向上を図ることを目的とする。県民アンケート調査により、暮らしの各分野における「満足層」の割合を増加させ、「不満層」の割合を減少させることを成果指標として設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
93	農村環境課	農業集落排水事業	当事業は県費負担がなく、事業単独での効果測定は行っていない。	
94	交流企画課	新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金	補助事業の実施（イベント開催）を通し、交流人口の拡大を図るためにには、来場者数を増加させる必要があることから、成果指標として「来場者数」を設定している。	
95	観光振興課	新潟県観光協会補助金	本事業は、本県の観光振興を図り、観光客の増加を目的としたもので、成果指標として「観光入込客数」（政策プラン指標）を設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
96	観光振興課	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金	本事業は、本県の観光振興を図り、観光客の増加を目的としたもので、成果指標として「観光入込客数」（政策プラン指標）を設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
97	観光振興課	観光振興事業補助金	本事業は、本県の観光振興を図り、観光客の増加を目的としたもので、成果指標として「観光入込客数」（政策プラン指標）を設定している。	事業の成果や取組の実績を把握し、政策目標に対する事業の効果を分析することを検討されたい。
98	観光振興課	観光基盤整備事業補助金	本補助事業の目的は観光施設整備による“観光入込客数”的な増加にあるため、これに準ずる入込み数値（「地域の観光入込客数」、「施設利用者数」等）を成果指標として設定している。	
99	観光振興課	新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金	本補助事業の目的は、事業実施による“観光入込客数”的な増加にあるため、事業ごとに数値化できる事業項目（「来場者数」、「企画参加者数」、「webサイト利用者数」等）を成果指標として設定している。	

4. 補助金等の評価の活用について（事例紹介）

今回の監査では、補助事業等の効果、成果に着目し、その測定、評価の方法について検証し考察を進めてきたが、以下に監査対象とした補助金等の中から2つの事例を紹介する。

一つは、効果の検証自体が事業の目的となっているもの、一つは、活動実績だけでなく成果に応じて交付額が変わるものである。いずれも制度設計の段階から目的と成果を明確にし、事業の評価が行われている。逆に言えば、予め目的と成果が具体的に定められていれば、効果測定や事業の評価も適切に行えることを、この2つの事業が示唆しているものと考える。

（1）効果検証のためのモデル事業　一水田経営安定化・フル活用モデル事業費補助金一

当該事業は、水田営農の発展を目指す農業者や生産組織の持続的な営農が可能となるよう、一定の所得を確保できる所得保障の仕組みをモデル的に実施し、制度の有効性を検証するとともに、その検証結果を踏まえ、国の戸別所得補償制度へ改善を働きかけることを目的としている。平成21年度に4地区、平成22年度に5地区が採択され、9モデル地区で実施されている。

水田経営全体で主たる従事者が他産業並の所得が得られるよう、主食用米の価格が下落した際に一定の所得を保障し（セーフティネット）、非主食用米等についても、主食用米と遜色ない所得を保障することで生産誘導する（メリット措置）ものとなっている。

所得保障水準は、主たる農業従事者が年間労働時間1,800～2,000時間（水田経営では10ha規模）相当の場合、水田経営全体で400～500万円程度の所得を確保できる水準とされ、県民経済計算における一人当たりの雇用者報酬等を勘案し、436万円とされており、国等の助成金及び共済金相当額等を合計した額が所得保障水準を下回った場合に事業による支援（助成）を行う。所得の算出には、県又は地域の統計データ等を用いることから、各農業者が経営努力を行い地域の平均的な所得を上回った場合には実所得が増加する設計となっている。

非主食用米等主食用米以外の対象農産物（米粉用米、加工用米、大豆等）を生産する場合は、所得保障水準に5%が加算される。また、非主食用米を団地化して生産した場合や、主食用米の生産数目標の一部を非主食用米に作付転換した場合に加算措置が講じられており、平成23年度の非主食用米の栽培面積は平成21年度に比べ、9地区全体で9.8ha増加している。

当該事業については、第三者委員会において評価及び検証を行い、その結果を毎年6月末までに公表することになっている。平成24年4月25日付けの公表資料によれば、専従者1人当たりの所得は8地区で増加し、うち4地区で他産業並の所得が確保できる見込みとなっており、第三者委員会の意見でも、「全体として専従者1人当たりの所得が概ね拡大されていることは評価でき、非主食用米は生産拡大に結びついている」とされていることから、モデル事業として一定の効果を上げており、県独自の取組として評価できる。

【事業の概要】

事業内容	米価下落や非主食用米等の生産による水田フル活用の取組に対し、水田経営全体で一定の所得が確保できる所得保障制度をモデル的に実施するもの。他産業並の労働時間（1,800～2,000 時間、水田経営では 10ha 規模に相当）で他産業並の所得（400～500 万円）が確保されるよう所得保障水準を設定し、農業所得と国の支援額等の合計が所得保障水準を下回った場合に県が支援を行う。
対象地区	水田経営面積 20～30ha 程度の集落
対象者	米を販売する農業者や農業生産法人（小規模兼業農家も対象）
実施の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・米粉用米の作付など水田フル活用の取組 ・農薬や化学肥料を減らす栽培など環境保全型農業への取組
支援の内容	<p style="text-align: center;">～米価下落に対応した 農業経営の安定化～</p> <p style="text-align: center;">～米粉等への生産誘導による 自給率向上を期待～</p>
実施期間	<p>平成 21～25 年度</p> <p>※公募による事業主体の指定は平成 21 年度及び平成 22 年度</p>

※ 県ホームページ等から作成

(2) インセンティブを導入した制度設計 一担い手ビジネス力向上支援事業費補助金一

当該事業は、意欲ある農業者の生産した農産物及び製造した農産加工品の有利販売を促進し、付加価値向上による所得向上を図るため、首都圏の商社 OB 等との契約による販路拡大を支援し、他産業並の所得をあげる経営体の確保・育成を推進することを目的としている。

農産物等の販売受委託契約を締結し販売活動を行う者（以下「販売員」という。）が、契約に基づく販売活動の結果、販売員 1 人当たりの販売額が、初年目：2,500 万円、2 年目：

3,500 万円、3 年目：5,000 万円を超えた場合、販売員 1 人当たり 35 万円の基本助成費に加えて、販売額目標達成助成として 35 万円を交付することになっている。

当該事業は、平成 23 年度に終了したものであるが、成果に応じた補助金が交付されるというインセンティブの仕組みを制度の中に組み込むことによって、県にとってはリスク（補助金交付額）を限定した中で、リターン（農産物等の販売額）が期待できるという点で、「最少の経費で最大の効果」を上げるための制度設計への試みとして評価できる。

【事業の概要】

事業内容	首都圏等に販売員（商社の OB 等を設置し、特色ある農産物を生産する農業者の販路開拓に要する販売員の活動経費及び販売員と農業者とのコーディネート活動に要する経費を支払う。 (1) 販売員による県産農産物等の販路拡大支援（販売員 5 名設置） (2) 販売員と農業者とのコーディネート活動
補助率	定額
補助限度額	[販売員活動経費] 販売員 1 人当たり • 基本助成費：350 千円 • 販売額目標達成助成：350 千円 [県農業担い手サポートセンター運営費] 1 「担い手ビジネス力向上販売員選考会議」の設置、運営及び販売員の登録に係る経費 2 販売員と農業者との販売受委託契約締結に必要な支援に係る経費 • 100 千円
事業イメージ	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 首都圏等に販売員を設置し、特色ある農産物を生産する農業者の販路開拓を支援 </div>
実施期間	平成 21～23 年度

※ 県ホームページ等から作成

IV. 最後に

今回の包括外部監査は、「補助金等の事務の執行について」をテーマに、「政策プラン」に掲げる3つの政策の柱（「企業育成の推進」、「魅力ある農林水産業の実現」、「観光立県の推進」）に焦点を当て、関連する補助金等について、行政の具体的な事務の執行については、「適正な補助金等の執行」として法令順守監査を、補助金等を交付した補助事業等の効果測定については、「効果的な補助金等の執行」として業績評価監査を行い、報告書を取り纏めた。

近年の厳しい社会経済情勢や三位一体改革にともない地方財政の構造が変化するなかで、行財政基盤を確立し、自主・自立的な自治体経営を行うために、これまで多くの自治体が補助金改革に取り組んできた。また、三重県の「事務事業評価システム」の導入を契機に、多くの自治体で「行政評価」を導入し、ややもすると曖昧なまま収束したり、効率性や効果に関する明確な基準もないままに進められてきた補助金等に関する課題解決に向けた取組が続けられている。

「行政評価」は、「行政の現況を認識し、行政課題を発見するツール」として、必要な情報を整備し、行政の意思決定における透明性を高めるものと言えることから、「行政評価」が効果的に機能しているか検証することを監査手法として採用した。

しかし、監査の過程で、「行政評価」について議論するためのいわば「共通言語」の必要性を強く感じた。

営利活動を目的とした企業には、特定の会計年度における経営活動結果について、会計数値（account）を使い、その責任（responsibility）を果たしたかどうかを情報開示する説明責任（accountability）が求められている。

つまり、企業は、経営活動結果について、会計数値を駆使した測定が求められることから、財務情報、中でも「会計情報」が共通言語として機能している。

一方、行政は、その活動領域が多種多様であるため、補助金等の交付効果について、財務情報や非財務情報により効果測定が行われている。また、活動結果に対する説明責任を果たすための情報開示にあたり、統一的な基準がないことから、「財務情報」による測定であっても、インプット指標、アウトプット指標、アウトカム指標等、行政が目的とする最終成果に至る過程で様々な指標により効果測定が行われるケースがあるため、企業にとっての「会計情報」に値する「共通言語」を設定しないまま、「行政評価」が行われていることが効果測定を難しくしていると考える。

行政活動の複雑性や多様性を考えた時、「行政評価」には様々な課題があるが、補助金等の効果を測定、分析し評価につなげていく作業の必要性を否定するものではない。47都道府県中46都道府県で「行政評価」が実施されていることからも、その必要性が認められる（「行政評価取組状況」参照）。

本来であれば、指標は「行政評価」における「共通言語」となりうるものであるが、「行政評価取組状況」において、多くの自治体が行政評価の課題として「評価指標の設定」を挙げているように、誰もが納得する客観的な指標を設定すること、特に、個々の事業評価に適した指標を探し出すことは、非常に困難で煩瑣な作業である。指標の設定には、「評価対象とする事業の目的は何か」、「目的に照らして適切な指標は何か」、「いつまでにどのレベルを目指すのか」等、幅広い観点からの深い議論が必要になってくる。また、指標を設定した場合、数値自体は客観的ではあるが、指標（インプット指標、アウトプット指標、アウトカム指標）を選ぶプロセスにおいて、指標を設定する側の判断が介在することは避けられないことから、指標そのものは、必ずしも客観的とは言えない。そのため、監査を進めるにあたっても、同じ観点、同じ土俵の上で議論が行われず、平行線をたどることが頻繁にあった。

地方分権・地域主権の流れの中で、地域特性に応じた取組を地方自治体が自ら考えていかなければならぬ。そのための有効な手段である補助金等について、どのような効果を上げているのか、また、より効果的な取組はないのか等、今まで以上に迅速かつ的確な「行政評価」を行っていくことが求められると考える。

国は、評価法の中で、政策効果の把握及び手法等の推進、及びその実現に向けて必要な措置を講じなければならないと定めている。県にあっても、現状の仕組に満足することなく、たとえその道は困難であっても、更なる高みを目指し、まずは、一歩踏み出す取組が、今求められていると強く感じている。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第 20 条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

資料編

1 健康関連ビジネスモデル推進事業補助金	
目的・趣旨等	健康関連産業の育成を図ることを目的として、地域の企業や団体等が主体性と創意工夫により新たな健康関連ビジネスを創出しようとする取組（「健康産業発展の道標」となる先導的プロジェクト）を支援するため、県内企業・団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	12,241 千円（県 100%）
根拠法令等	新潟県補助金等交付規則 健康関連ビジネスモデル推進事業補助金交付要綱
開始年度	平成 18 年度
所管課	産業労働観光部産業振興課
2 スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金	
目的・趣旨等	新潟県内への再生可能エネルギーの導入促進と県内産業の活性化のため、県が実施するにいがたスマートコミュニティ実証事業に関連し、粟島における再生可能エネルギーを導入した先進的な地域モデル（スマートコミュニティモデル）構築技術の実証事業を行う東北電力株式会社（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	13,182 千円（県 100%）
根拠法令等	平成 23 年度スマートコミュニティ構築技術実証事業支援補助金交付要綱
開始年度	平成 23 年度
所管課	産業労働観光部産業振興課
3 新エネルギー産業群形成事業費補助金	
目的・趣旨等	エネルギーに関連した産業群の形成を支援するため、財団法人にいがた産業創造機構が行う新エネルギー産業群形成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	11,429 千円（県 100%）
根拠法令等	新エネルギー産業群形成事業費補助金交付要綱
開始年度	平成 22 年度
所管課	産業労働観光部産業振興課

4 電気自動車等環境整備促進事業補助金	
目的・趣旨等	電気自動車等の普及の促進を目的とし、電気自動車、プラグインハイブリッド車に充電する充電設備の整備を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	7,513 千円 (県 100%)
根拠法令等	新潟県電気自動車等環境整備促進事業費補助金交付要綱
開始年度	平成 21 年度
所管課	産業労働観光部産業振興課

5 起業チャレンジ奨励事業費補助金	
目的・趣旨等	小規模で身近な事業から幅広く起業が行われるとともに新たな雇用の創出を図るため、財団法人にいがた産業創造機構が行う起業チャレンジ奨励事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	90,529 千円 (県 100%)
根拠法令等	起業チャレンジ奨励事業費補助金交付要綱
開始年度	平成 22 年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

6 新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金	
目的・趣旨等	補助金は、知事が別に定めるところにより新潟県中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 82 条の 2 に基づき設立される法人をいう。）が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について補助するために交付する補助金であり、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	158,026 千円 (県 100%)
根拠法令等	新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱 新潟県中小企業連携組織対策事業費補助金実施要領
開始年度	昭和 29 年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

7 県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金	
目的・趣旨等	県産品の販路拡大を図るため、財団法人にいがた産業創造機構が行う県産品の展示・販売、販路拡大支援及び情報発信に係る事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	142,700 千円 (国 50%、県 50%)
根拠法令等	県産品販路拡大・情報発信支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成 18 年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

8	創業・経営革新総合支援事業費補助金
目的・趣旨等	新規創業や新分野進出等の企業の経営革新の促進等を図るため、財団法人にいがた産業創造機構が行う創業・経営革新総合支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	204,470千円(県100%)
根拠法令等	創業・経営革新総合支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成15年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

9	にいがた産業創造機構運営費補助金
目的・趣旨等	県内企業の経営革新及び次代をリードする産業の形成等を促進するため、財団法人にいがた産業創造機構の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	626,274千円(県100%)
根拠法令等	にいがた産業創造機構運営費補助金交付要綱
開始年度	平成15年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

10	地域中核企業見本市等出展支援事業費補助金
目的・趣旨等	地域におけるサプライチェーンの中核として、地域内に協力企業を多く抱える企業の販路開拓を支援することにより、地域中小企業の受注拡大を図ることを目的として、財団法人にいがた産業創造機構が行う地域中核企業見本市等出展支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	54,436千円(県100%)
根拠法令等	地域中核企業見本市等出展支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成20年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

11	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金
目的・趣旨等	新潟県内の事業者が、企画開発力の充実及び販路開拓の強化を図るために行う、マーケティング及びマネジメント能力等を有する外部の人材（以下「外部人材」という。）を活用した新事業展開及び新分野進出の取組を推進することにより、県内における高付加価値型産業を創造することを目的として、財団法人にいがた産業創造機構が行う外部人材による新ビジネス展開支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	6,022千円(県100%)
根拠法令等	外部人材による新ビジネス展開支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成19年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

12	小規模事業経営支援事業費補助金
目的・趣旨等	<p>小規模事業経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、次の各号に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに県連合会が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業 (2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業 (3) 商工会等が行う地域の振興を活性化するための事業 (4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業
H23決算額(負担割合)	2,997,515千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱 新潟県小規模事業経営支援事業費補助金実施要領
開始年度	昭和35年度
所管課	産業労働観光部産業政策課

13	新潟県産業創造事業費補助金（クラウド活用型ビジネス創出事業）
目的・趣旨等	新潟県の次代を先導する産業を創造することを目的として、財団法人にいがた産業創造機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	8,373千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県産業創造事業費補助金交付要綱
開始年度	平成15年度
所管課	産業労働観光部産業振興課

14	新潟県産業創造事業費補助金（地域結集型プログラム事業）
目的・趣旨等	新潟県の次代を先導する産業を創造することを目的として、財団法人にいがた産業創造機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	3,000千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県産業創造事業費補助金交付要綱
開始年度	平成20年度
所管課	産業労働観光部産業振興課

15	モノづくりにいがた新需要創出事業補助金
目的・趣旨等	地場産業の新たな需要創出を図るため、商工団体等が独自の創意工夫により実施する販売会又は物産展開催事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	11,874千円(県 100%)
根拠法令等	モノづくりにいがた新需要創出事業補助金交付要綱
開始年度	平成21年度(9月補正)
所管課	産業労働観光部産業振興課

16	地域産業需要創出緊急支援事業補助金
目的・趣旨等	急激な円高の進行に伴う受注の減少や価格引き下げ圧力等により経営が悪化している地場の中小企業の経営安定及び新たな需要創出を図るため、商工団体等の提案による効果的な取組等に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	34,231千円(県 100%)
根拠法令等	地域産業需要創出緊急支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成22年度(9月補正)
所管課	産業労働観光部産業振興課

17	産地の経営環境改善事業補助金
目的・趣旨等	景気経済動向に関わらず、地場産地の中小企業に共通する構造的な課題の改善に向けた取組を支援し、もって中長期の販路拡大、受注確保を図るため、商工団体等の提案による効果的な取組等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	18,040千円(県 100%)
根拠法令等	産地の経営環境改善事業補助金交付要綱
開始年度	平成23年度
所管課	産業労働観光部産業振興課

18	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金
目的・趣旨等	急激な円高が進行している厳しい経営環境の中で、事業拡大や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図るため、財団法人にいがた産業創造機構が行う円高対策設備投資緊急促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	840,981千円(新成長基金 39.6%、県 60.4%)
根拠法令等	新潟県円高対策設備投資緊急促進事業補助金交付要綱
開始年度	平成22年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

19	新潟県新成長設備投資促進事業補助金
目的・趣旨等	新たな成長が期待できる分野における企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図るため、財団法人にいがた産業創造機構が行う新成長設備投資促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	147,212千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県新成長設備投資促進事業補助金交付要綱
開始年度	平成23年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

20	にぎわいのあるまちづくりモデル地域支援事業費補助金
目的・趣旨等	中心市街地のにぎわいの回復を図るための計画に基づき意欲的な取組を行おうとする地域を支援するため、にぎわいのあるまちづくりモデル地域の指定を受けた市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	9,207千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県にぎわいのあるまちづくりモデル地域支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成21年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

21	共同店舗総合支援事業費補助金
目的・趣旨等	新潟県共同店舗協議会が、会員である組合等の収入基盤の強化を目的に、共同店舗の空区画の解消を図るための事業、販売促進、研修会等による組合等の活性化を図る事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	138千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県共同店舗総合支援事業費補助金交付要綱
開始年度	平成19年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

22	買い物利便性向上モデル事業費補助金
目的・趣旨等	買い物利便性の低い中山間地等における買い物の利便性の向上を図るために、移動販売等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	5,555千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県買い物利便性向上モデル事業費補助金交付要綱
開始年度	平成23年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

23	商店街再生支援事業費補助金
目的・趣旨等	商店街の機能の維持・強化及び魅力の向上など商店街の再生に向け、その活性化を図るために必要な調査や計画等策定を行う事業、並びにこれから地域社会のニーズに応える新たなサービス等を提供する事業及び商業基盤施設の整備を実施する商店街団体に対し、市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）が必要な経費を補助する場合、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	1,996 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県商店街再生支援事業費補助金交付要綱 新潟県商店街再生支援事業費補助金取扱要領
開始年度	平成 18 年度
所管課	産業労働観光部商業振興課

24	建設業経営相談等支援事業補助金
目的・趣旨等	地域経済と雇用を支える県内建設産業の活性化を図るため、商工団体が行う建設業者等の経営相談等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	4,496 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県建設業経営相談等支援事業補助金交付要綱 新潟県建設業経営相談等支援事業補助金取扱要領
開始年度	平成 18 年度
所管課	土木部監理課

25	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金
目的・趣旨等	県内の企業が開発した土木・建築分野の特に優れた技術である「Made in 新潟 プラチナ技術」について、当該技術を開発した企業が、全国で当該 プラチナ技術活用の定着を図ることを目的として行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	1,570 千円(県 100%)
根拠法令等	Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成 23 年度
所管課	土木部技術管理課

26	新潟米付加価値向上施設整備促進事業費補助金
目的・趣旨等	「新潟米」を取り巻く情勢変化を踏まえ、「新潟米ブランド力の向上」、「米粉需要拡大」及び「米輸出拡大」の取組を加速するため、波及効果の高い拠点施設の整備を支援する。
H23 決算額(負担割合)	67,641 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟米付加価値向上施設整備促進事業費補助金交付要綱 新潟米付加価値向上施設整備促進事業実施要領
開始年度	平成 23 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

27	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金
目的・趣旨等	安全・安心な食料の提供、魅力ある農林水産業の確立、住み良い農山漁村の実現を目指し、経営体の育成、農林水産業の体质強化、中山間地域の活性化及び農山漁村の活性化を総合的に支援する。
H23 決算額(負担割合)	591,678 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱 新潟県農林水産業総合振興事業実施要領
開始年度	昭和 56 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

28	食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金
目的・趣旨等	食料自給率 50%を実現し、農業分野の成長産業を図るため、異常気象の影響による品質低下等により販売環境が急激に悪化している作目の産地等に対する特別措置として、共同利用施設整備等を推進する。
H23 決算額(負担割合)	一
根拠法令等	食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付要綱 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領 新潟県食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付要綱
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

29 農業者戸別所得補償制度取組円滑化事業費補助金	
目的・趣旨等	市町村の生産調整方針の運用に係る取組を円滑に進めることにより、本件における売れる米づくりを加速することをその実施方針とする。
H23決算額(負担割合)	23,453千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 農業者戸別所得補償制度取組円滑化事業実施要領
開始年度	平成16年度
所管課	農林水産部農産園芸課

30 農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	
目的・趣旨等	農業者戸別所得補償制度の実施に必要となる推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成することを目的とする。
H23決算額(負担割合)	310,021千円(国 100%)
根拠法令等	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱 新潟県農産園芸費補助金交付要綱 農業者戸別所得補償制度実施要綱 農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部農産園芸課

31 稲作経営体園芸導入対策事業補助金	
目的・趣旨等	稲作経営体等において園芸導入を支援することによって、経営の安定化・体质強化及び園芸産地の形成を推進するものとする。
H23決算額(負担割合)	5,427千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 稲作経営体等園芸導入対策事業実施要領
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部農産園芸課

32	果樹・花きブランド産地発展支援事業費補助金
目的・趣旨等	消費者のニーズに対応した果樹・花きを安定的に市場に供給し、ブランド化と産地の販売力を強化するため、果樹産地の生産体制づくりと特色ある花き産地づくりを推進するものとする。
H23 決算額(負担割合)	1,570 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 果樹・花きブランド産地発展支援事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部農産園芸課

33	農業再生協議会等活動支援事業費補助金
目的・趣旨等	稲作を基幹とした本県農業の体质強化と安定した水田農業経営の確立を図り、本県における売れるコメづくりの取組を加速することをその実施方針とする。
H23 決算額(負担割合)	18,228 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 農業再生協議会等活動支援事業実施要領
開始年度	平成 16 年度
所管課	農林水産部農産園芸課

34	新潟米ブランド力強化対策事業
目的・趣旨等	消費者に信頼され他産地の追随を許さない「新潟米」ブランドの確立に向けて、「新潟米」の商品力向上による産地生産体制の強化に積極的に取り組む農業協同組合等を支援するものとする。
H23 決算額(負担割合)	4,871 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 新潟米ブランド力強化対策事業実施要領
開始年度	平成 20 年度
所管課	農林水産部農産園芸課

35	園芸生産・流通対策事業費補助金
目的・趣旨等	園芸作物の生産体制強化や流通改善及び消費拡大等を促進し、園芸産地の発展と園芸農家の安定経営に資するものとする。
H23 決算額(負担割合)	3,572 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 園芸生産・流通対策事業要領
開始年度	昭和 40 年度
所管課	農林水産部農産園芸課

36	越後姫品質向上モデル産地育成事業補助金
目的・趣旨等	越後姫の需要に応じた生産の拡大を図るため、高品質安定生産体制づくりを推進するものとする。
H23決算額(負担割合)	627千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 越後姫品質向上モデル産地育成事業実施要領
開始年度	平成22年度
所管課	農林水産部農産園芸課

37	非主食用米産地確立緊急支援事業費補助金
目的・趣旨等	県産加工原料米の県内食品産業への供給拡大と、水田を活用した非主食用米の安定供給システムを確立するため実施するものとする。
H23決算額(負担割合)	100,321千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農産園芸費補助金交付要綱 非主食用米産地確立緊急支援事業実施要領
開始年度	平成22年度
所管課	農林水産部農産園芸課

38	多様な分野での米粉需要創出事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	新潟県産米を原料とした米粉の多様な分野での需要創出を図るために、事業者が取り組む米粉を活用した商品開発の取組を総合的に支援する。
H23決算額(負担割合)	1,874千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 多様な分野での米粉需要創出事業実施要領
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部食品・流通課

39	「食のにいがた」新商品開発事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	県内の食品関連事業者が取り組む県産農林水産物を原料とした商品開発の取組を総合的に支援する。
H23決算額(負担割合)	4,000千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 「食のにいがた」新商品開発事業実施要領
開始年度	平成20年度
所管課	農林水産部食品・流通課

40	にいがたフード・ブランド戦略実践支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	生産者、生産者団体等が主体的に行う、ブランド戦略に基づく実践活動に対して支援を行い、「にいがたブランド」の確立を推進することを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	6,544 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 にいがたフード・ブランド戦略実践支援事業実施要領
開始年度	平成 19 年度
所管課	農林水産部食品・流通課

41	学校給食米粉パン供給事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	県産米を利用した米粉製品(パン)を学校給食に供給することにより、食習慣を形成する重要な時期である児童生徒に、米の多様な利用及び「日本型食生活」の実践などについて理解してもらうとともに、米飯給食と併せてより一層の米の消費拡大を推進する。
H23 決算額(負担割合)	1,919 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 学校給食米粉パン供給事業実施要領
開始年度	平成 15 年度
所管課	農林水産部食品・流通課

42	米粉めん学校給食導入支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	県産米を利用した米粉めんを学校給食に供給することにより、次代を担う児童・生徒に対し、米粉への理解促進を図るとともに、米飯並びに米粉パン給食と合わせて、より一層の米の消費拡大を推進する。
H23 決算額(負担割合)	915 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 米粉めん学校給食導入支援事業実施要領
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部食品・流通課

43	農産物海外フロンティア開拓支援事業（新潟県食品・流通振興事業費補助金）
目的・趣旨等	県産農林水産物の海外への販路拡大のため、生産者団体等の自主的な取組を支援し、輸出の促進を図る。
H23 決算額(負担割合)	200 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱 農産物海外フロンティア開拓支援事業実施要領
開始年度	平成 17 年度
所管課	農林水産部食品・流通課

44	にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業費補助金
目的・趣旨等	ブランド畜産物として「にいがた和牛」の生産体制を強化するため、県内黒毛和種肥育牛の飼養頭数の増頭を図る。
H23決算額(負担割合)	338千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県畜産関係補助金交付要綱 にいがた畜産トップブランド生産拡大推進事業実施要領
開始年度	平成21年度
所管課	農林水産部畜産課

45	経営革新支援事業費補助金
目的・趣旨等	経営の多角化等により農業法人等の経営革新を推進するため、農産加工部門の導入や販売促進活動への支援を通じて、経営体の確保・育成を図る。
H23決算額(負担割合)	2,500千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 経営革新支援事業実施要領
開始年度	平成22年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

46	中山間地域新規就農者確保モデル事業費補助金
目的・趣旨等	中山間地域等直接支払制度対象地域において、農業生産法人等が企画・販売力を有する新規就農者等を雇用する場合に、一定の所得を保障することにより、中心となる農業者の若齢化と地域農産物の高付加価値販売等を通じた地域全体の所得向上、就業機会の創出を図る仕組みをモデル的に実施し、持続的な中山間地域農業の発展を図る。
H23決算額(負担割合)	15,249千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 中山間地域新規就農者確保モデル事業実施要領
開始年度	平成21年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

47	水田経営安定化・フル活用モデル事業費補助金
目的・趣旨等	水田営農の発展を目指す農業者や生産組織の持続的な営農が可能となるよう、一定の所得を確保できる所得保障制度をモデル的に実施し、制度の設計とその有効性を把握する。
H23決算額(負担割合)	21,614千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 新潟版所得保障モデル事業水田経営安定化・フル活用モデル事業実施要領
開始年度	平成21年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

48	担い手ビジネス力向上支援事業費補助金
目的・趣旨等	意欲ある認定農業者等の農産物の有利販売を促進し、付加価値向上による所得向上を図るため、首都圏の商社O B等との契約による販路拡大を支援する。
H23 決算額(負担割合)	1,850 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 担い手ビジネス力向上支援事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

49	農商工連携推進モデル事業費補助金
目的・趣旨等	認定農業者等の経営複合化や販路拡大を推進するため、商工業者等と認定農業者等が連携して農産物の生産・加工・販売等を行うモデル的な取組を支援する。
H23 決算額(負担割合)	800 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 農商工連携推進モデル事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

50	農産物販売等専門家派遣支援事業費補助金
目的・趣旨等	企画・販売力等に優れた専門家による実践指導により、農業の 6 次産業化を促進し、経営体の売上拡大と販売力強化を図る。
H23 決算額(負担割合)	11,707 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 農産物販売等専門家派遣支援事業実施要領
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

51	担い手育成総合支援協議会設置事業費補助金
目的・趣旨等	新潟県担い手育成総合支援協議会を設置し、経営改善に向けた支援や民間ノウハウを有する販売等専門家による「より儲かる企画・販売指導」により、経営体の体质強化や売上の向上を図り、他産業並みの所得を確保する経営体の確保・育成を図る。
H23 決算額(負担割合)	11,808 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 担い手育成総合支援協議会設置事業実施要領
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

52 農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）費補助金	
目的・趣旨等	農業者の高齢化や農産物価格の下落など、近年の農業を取り巻く厳しい情勢から、今後離農者の増加が懸念される。このため、離農者等の経営及び農地が円滑に継承されるとともに、意欲ある担い手に農地が集積される仕組みづくりに向けた取組を支援する。
H23決算額(負担割合)	400千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 農地面的集積促進事業（農業経営継承円滑化事業）実施要領
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

53 農地保有合理化促進事業費補助金	
目的・趣旨等	農地保有合理化法人の農地の中間保有機能を活用して、経営規模の拡大や農地の集団化など、意欲のある農業者への農地の利用集積を促進するため、農地保有合理化法人を介して農地の売買、交換及び賃借を行うために必要な費用を補助する。
H23決算額(負担割合)	33,083千円(国 64.1%、県 35.9%)
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱、新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱
開始年度	平成6年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

54 青年農業者等育成センター補助金	
目的・趣旨等	就農希望者に対する関連情報や就農情報の提供により、就農までの一貫した支援を行う窓口機能の充実・強化を図るとともに、就農支援資金の貸付や農業者団体の活動支援を行うことで、多様な就農ルートから広く意欲ある人材を受け入れ、優れた農業者へと育成するため、青年農業者等育成センターが行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	8,368千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県経営普及費補助金交付要綱 青年農業者等円滑確保育成推進事業（新規就農相談センター補助金）実施要領
開始年度	平成20年度
所管課	農林水産部経営普及課

55	土地改良施設維持管理適正化補助金
目的・趣旨等	土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、社会資本の有効利用の観点からその整備補修が極めて重要な課題となってきた。このような実情にかんがみ、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するため、その経費の一部を補助する。
H23決算額(負担割合)	287,076千円(国 30%、県 30%、土地改良区 40%)
根拠法令等	新潟県土地改良施設維持管理適正化事業等補助金交付要綱 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱・要領
開始年度	昭和52年度
所管課	農地部農地建設課

56	担い手育成支援事業補助金
目的・趣旨等	土地改良事業は農業生産の最も重要な基盤である土地基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定的供給を確保するための基礎的条件の整備を図るとともに、農業の生産性の向上と経営規模の拡大の促進という重要な役割を果たしている。一方、農産物の輸入の増加、農産物価格の低下等の影響による農家経営の圧迫により、土地改良事業の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、土地改良事業の円滑な推進の支障となっている。このため、農家負担金軽減支援対策事業を実施し、土地改良事業の円滑な推進を図るとともに事業を契機とした意欲と能力のある経営体への農地集積等に取り組む地域に対し農家負担金の償還利息の一部を補助する。
H23決算額(負担割合)	49,334千円(国 50%、県 50%)
根拠法令等	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱・要領 新潟県担い手育成支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成7年度
所管課	農地部農地計画課

57	県単農業農村整備事業補助金
目的・趣旨等	農村地域の活性化を図るため、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体及び土地改良事業の共同施行者が農業生産のための基礎的条件又は農村の環境を整備する事業に要する経費に対し、補助する。
H23決算額(負担割合)	124,275千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県県単農業農村整備事業等補助金交付要綱 新潟県県単農業農村整備事業実施要綱・要領
開始年度	昭和34年度
所管課	農地部農地建設課

58	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費
目的・趣旨等	既存施設の有効利用を図り、施設を継続的に低コストで維持することを目的として、国営もしくは県営造成施設の管理者である団体（土地改良区、市町村等）が行う、①現況施設の劣化状況等を調べる機能診断、②前述の診断結果に基づき将来におよぶ施設の維持のために必要な対策方法を定めた機能保全計画の作成、③機能保全計画に基づく対策工事に対し、補助する。
H23決算額(負担割合)	42,000千円(国 50%、県 25%、市町村等 25%)
根拠法令等	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領 新潟県団体営土地改良事業補助金交付要綱
開始年度	平成15年度
所管課	農地部農地建設課

59	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
目的・趣旨等	既存施設の有効利用を図り、施設を継続的に低コストで維持することを目的として、団体営造成施設の管理者である団体（土地改良区、市町村等）が行う、①現況施設の劣化状況等を調べる機能診断、②前述の診断結果に基づき将来におよぶ施設の維持のために必要な対策方法を定めた機能保全計画の作成、③機能保全計画に基づく対策工事に対し、補助する。
H23決算額(負担割合)	188,765千円(国 50%(55%)、県 10%(10%)、市町村等 40%(35%) ※()書きは離島及び特定地域に適用)
根拠法令等	地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱、 地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要領 土地改良事業関係補助金交付要綱、新潟県団体営土地改良事業補助金交付要綱
開始年度	平成20年度
所管課	農地部農地建設課

60	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金
目的・趣旨等	戦後造成されてきた農業水利施設は、これまで土地改良区により維持管理が行われてきた。しかしながら、農業生産を目的としたこれらの施設は、昨今農業だけでなく洪水防止、水源涵養など多面的な機能を有していることが認識されるようになった。現在農業は、従事者の高齢化、国策による農産物の輸入自由化、価格の低迷等、不透明かつ不安定な社会情勢のもとにあり、土地改良区の管理体制の脆弱化が危惧されている。こういった農村をとりまく多様な状況において、施設の維持管理を土地改良区のみによらず、地域住民も含めたかたちでの、将来における管理体制を構築する必要が生じている。このような状況のもと、将来における地域ぐるみでの管理体制の構築を図るために、土地改良区が行う地域や各種団体への農業水利施設の役割や機能に関する啓発活動や、体制が整うまでの維持管理費に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	242,756 千円(国 50%、県 25%、市町村 25%)
根拠法令等	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱・要領 土地改良事業関係補助金交付要綱 新潟県国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）補助金交付要綱
開始年度	平成 12 年度
所管課	農地部農地建設課

61	基幹水利施設管理事業補助金
目的・趣旨等	国営土地改良事業により造成され、市町村等に管理委託された一定要件を満たす大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に發揮させる目的で、国及び県が維持管理費に対し補助する。
H23 決算額(負担割合)	204,204 千円(国 30%、県 30%、市町村等 40%)
根拠法令等	基幹水利施設管理事業実施要綱 土地改良関係施設補助金交付要綱 新潟県基幹水利施設管理事業補助金交付要綱
開始年度	平成 8 年度
所管課	農地部農地建設課

62 農地・水・環境保全向上対策事業補助金	
目的・趣旨等	農地、農業用排水施設、農業用道路等の施設については、地域共同の活動により保全管理されてきたところである。しかしながら、近年における農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている状況にある。また、農地・農業用水等の保全に際しては、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。加えて、農地周りの農業用排水路等の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。このため、地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	710,728 千円(国 50%、県 25%、市町村 25%)
根拠法令等	農地・水保全管理支払交付金実施要綱(国) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(国) 農地・水保全管理支払交付金交付要綱(国) 新潟県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領 新潟県農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱
開始年度	平成 19 年度
所管課	農地部農地建設課

63 経営体育成促進事業（高度土地利用調査・調整事業）	
目的・趣旨等	担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的に実施される農業経営高度化支援事業に要する経費に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	25,001 千円(国 50%(55%)、市町村等 50%(45%) ※()書きは離島及び特定地域に適用)
根拠法令等	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱・要領 地域自主戦略交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱・要領 新潟県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成 9 年度
所管課	農地部農地整備課

64	経営体育成促進事業（高度経営体集積促進事業）
目的・趣旨等	担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的に、個別地区の経営体への農地集積率の成果に応じた補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	561,060 千円(国 50%(55%)、県 50%(45%) ※()書きは離島及び特定地域に適用)
根拠法令等	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱・要領 地域自主戦略交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱・要領 新潟県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成 9 年度
所管課	農地部農地整備課

65	棚田地域保全対策事業補助金
目的・趣旨等	棚田地域の農地等が有する多面的機能を良好に発揮させるとともに、中山間地域における集落活動の活性化を図るために、市町村が行う棚田地域保全対策事業に要する経費に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	500 千円(県 50%、市町村 50%)
根拠法令等	新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱 新潟県棚田地域保全対策事業実施要領
開始年度	平成 13 年度
所管課	農地部農村環境課

66	農業用水水源地域保全対策事業補助金
目的・趣旨等	良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林水環境の形成を図る必要がある。また、地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収目標 1,300 万炭素トンの達成に向けて森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にある。このため、農業用水の水源地域(以下「水源地域」という。)において良質な農業用水の安定的な供給等に資する森林整備を実施するための調査等を行うとともに、水の恩恵を受けている下流地域の農業者や地域住民等が水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めることや水源地域内の森林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等を推進するため、その活動費に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	15,800 千円(国 100%)
根拠法令等	土地改良事業関係補助金交付要綱 農業用水水源地域保全対策事業実施要綱・要領
開始年度	平成 19 年度
所管課	農地部農村環境課

67	ふるさと越後の家づくり事業補助金
目的・趣旨等	品質・性能が明確な県産杉材製品である越後杉ブランド（「越後杉ブランド認証規程（平成 13 年 11 月 22 日）」）を一定量使用する安全で安心な住宅の普及・定着及び県産材の利用拡大を図るとともに、併せて若者や U I J ターン者等の定住促進につなげることを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	188, 200 千円(国 76%、県 24%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 ふるさと越後の家づくり事業実施要領
開始年度	平成 19 年度
所管課	農林水産部林政課

68	越後杉安定供給体制整備支援事業
目的・趣旨等	越後杉素材および製品の需要に対して速やか、かつ的確に対応できる供給体制を構築することを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	12, 000 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 越後杉安定供給体制整備支援事業実施要領
開始年度	平成 23 年度
所管課	農林水産部林政課

69	越後杉需要拡大プロポーザル事業補助金
目的・趣旨等	越後杉の大量需要に繋がる大手工務店等と製材工場等とのマッチングを促進することを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	84 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 越後杉需要拡大プロポーザル事業実施要領
開始年度	平成 23 年度
所管課	農林水産部林政課

70	越後杉環境貢献度「見える化」事業補助金
目的・趣旨等	環境貢献度「見える化」認証等を通じて、越後杉住宅の付加価値化及び県民への県産材利用の理解を図るため、越後杉住宅に対する環境貢献度「見える化」認証等を実施する認証機関に対して、認証に係る経費を支援することで、制度の円滑な運用を図る。
H23 決算額(負担割合)	509 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 越後杉環境貢献度「見える化」事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部林政課

71	越後のふるさと木づかい事業補助金
目的・趣旨等	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」「基本方針」に基づく県方針、市町村方針を達成するため、県内の公共的施設等での県産材利用を支援することにより、県産材利用の促進を図る。
H23 決算額(負担割合)	36,862 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 越後のふるさと木づかい事業実施要領
開始年度	平成 18 年度
所管課	農林水産部林政課

72	森林整備加速化・林業再生事業補助金
目的・趣旨等	東日本大震災被災地の復興を早期に図るため、造成した基金を活用し、地域の実情に応じた間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設整備、流通円滑化等の事業等を実施することで、輸入材に対抗できる国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給とともに、内需振興型産業である林業・木材産業の再生を図る。
H23 決算額(負担割合)	771,769 千円(国 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 新潟県森林整備加速化・林業再生事業実施要領、新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例 (国) 森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱 (国) 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱 (国) 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部林政課

73	再造林低コスト化実証補助事業
目的・趣旨等	伐採・再造林・保育のサイクルを確保し持続的な林業経営の実現に資するため、伐採後の再造林や保育作業の効率化の促進や長期経営委託、一括施業委託などの確実な再造林手法の推進を目的とする。
H23 決算額(負担割合)	2,254 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 新潟県再造林低コスト化実証事業実施要領
開始年度	平成 23 年度
所管課	農林水産部林政課

74	利用間伐ジャンプアップ対策事業
目的・趣旨等	集約化による利用間伐を促進するため、森林整備事業体による集約化活動や提案活動などに支援を行うことにより提案型集約化施業を定着させるとともに施業コストの低減を図り、もって木質資源の利活用による循環型社会の構築と森林吸收減対策の推進に資することを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	2,662 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 利用間伐ジャンプアップ事業実施要領
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部林政課

75	きのこ王国支援事業補助金
目的・趣旨等	産地体制の強化をするための近代化施設等きのこ生産基盤の整備や、産地連携のもとに広域産地生産出荷体制を推進し、県産きのこブランドの確立と市場競争力のあるきのこ産地の形成を図ることを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	25,877 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 きのこ王国支援事業実施要領
開始年度	平成 16 年度
所管課	農林水産部林政課

76	民有林造林事業（森林組合等受託施業推進事業）補助金
目的・趣旨等	健全な森林を育成する重要な担い手である森林組合の作業班員の育成強化を図り、優秀な作業班員を確保するために、森林組合等が行う受託施業の諸経費に対して助成する。
H23 決算額(負担割合)	6,357 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 新潟県民有林造林事業実施要領
開始年度	昭和 45 年度
所管課	農林水産部林政課

77	木材業製材業育成振興事業補助金
目的・趣旨等	業界自らが積極的に人材育成や木材需要拡大に取り組むように促し、木材業、製材業の産業育成を図ることを目的とする。
H23 決算額(負担割合)	17,095 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県林業関係補助金交付要綱 木材業製材業育成振興事業実施要領
開始年度	平成 17 年度
所管課	農林水産部林政課

78	森林・林業・木材産業づくり交付金（にいがたフォレスト・ワーク支援事業）	
目的・趣旨等	意欲と能力ある林業事業体の育成と若年層を中心とした新規就業者の確保・育成を図り、林業生産性の向上と県産材の安定生産体制の整備を推進することを目的とする。	
H23 決算額(負担割合)	7,009 千円(国 9.1%、県 90.9%)	
根拠法令等	新潟県林業関係交付金交付要綱 新潟県林業労働力対策実施要領	
開始年度	平成 21 年度	
所管課	農林水産部林政課	

79	新資源管理制度導入支援事業	
目的・趣旨等	ホッコクアカエビ資源の持続的利用に資する個別漁獲割当制度による資源管理をモデル的に実施するため、佐渡市が「新潟県新資源管理制度モデル事業実施要領」に基づいて漁具改良を行うえびかご漁業者に対して補助するのに要する経費を補助する。さらに、新資源管理制度の導入により生じる水揚金額の減少に対し、漁業者の資金繰りを支援するための融資に対して利子補給を行う。	
H23 決算額(負担割合)	2,071 千円(新成長基金 100%)	
根拠法令等	新資源管理制度導入支援事業実施要領 新潟県水産業費補助金交付要綱 新潟県農林水産業振興基金取扱要綱	
開始年度	平成 23 年度	
所管課	農林水産部水産課	

80	クロアワビ種苗生産支援事業費補助金	
目的・趣旨等	佐渡市が海洋深層水を利用して行う放流用クロアワビの種苗生産を支援し、アワビ資源の増大を図る。	
H23 決算額(負担割合)	4,633 千円(県 100%)	
根拠法令等	新潟県水産業費補助金交付要綱	
開始年度	平成 16 年度	
所管課	農林水産部水産課	

81	中山間地域広域連携等活性化支援事業費補助金
目的・趣旨等	旧村や小学校区等の広域的な範囲で持続・発展可能な中山間地域農業の仕組みづくりを進め、各集落の連携や外部団体との連携等による、営農体制の強化及び地域資源を活用したビジネスの拡大等の取組を重点的に支援するとともに、取組成果の波及を図る。
H23決算額(負担割合)	1,478千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 中山間地域広域連携等活性化支援事業実施要領
開始年度	平成22年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

82	中山間地域等パートナーシップ確立支援事業費補助金
目的・趣旨等	中山間地域等における営農継続やビジネス化を推進するため、中山間地域等と企業・大学等のマッチングを行い、地域資源の利活用やビジネス提携等による協働活動を通じた持続的な関係づくりを支援する。
H23決算額(負担割合)	800千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 中山間地域等パートナーシップ確立支援事業実施要領
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

83	中山間地域等直接支払交付金
目的・趣旨等	耕作放棄地の増加等を防止し中山間地域等のもつ多面的機能の維持・保全を図るため、中山間地域等において継続的に農業生産活動等を行う農業者等に対して直接支払いを実施する。
H23決算額(負担割合)	2,369,867千円(国 65.6%、県 34.4%)
根拠法令等	中山間地域等直接支払交付金等交付要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要領 新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱
開始年度	平成22年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

84	新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金
目的・趣旨等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 4 条の規定に基づき市町村が作成する被害防止計画に基づく被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するため、農林水産省生産局長が定める協議会等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	68,042 千円(国 100%)
根拠法令等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領
開始年度	平成 22 年度
所管課	農林水産部農産園芸課

85	「食を活かしてふるさと満喫」実践地域育成事業費補助金
目的・趣旨等	グリーン・ツーリズムによる交流人口の一層の増加に向け、「食資源」を活かした新たなビジネス化に取り組み、交流・体験・宿泊等を通じて都市住民等に満足いただける「ふるさと満喫空間」を提供する地域を育成する。
H23 決算額(負担割合)	2,217 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 「食を活かしてふるさと満喫」実践地域育成事業実施要領
開始年度	平成 23 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

86	おいでよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業費補助金
目的・趣旨等	平成 20 年度にスタートした小学生の農山漁村における長期宿泊体験活動「子ども農山漁村交流プロジェクト」の本格実施等に対応した小中学校の宿泊体験活動の受入拡大を通じて、農山漁村地域の活性化を図る。
H23 決算額(負担割合)	3,556 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 おいでよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援事業実施要領
開始年度	平成 21 年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

87	「心の絆でつながった交流」拡大事業費補助金
目的・趣旨等	首都圏自治体と本県とで構築したプラットフォームの活動を活発化するとともに、防災グリーンツーリズムに取り組む自治体・団体等との交流を促進し、持続的な交流への発展を支援する。
H23決算額(負担割合)	1,409千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱 「心の絆」交流拡大支援事業実施要領
開始年度	平成23年度
所管課	農林水産部地域農政推進課

88	農業集落排水整備事業起債償還助成
目的・趣旨等	農業集落排水施設の整備促進を図るため、市町村が行う農業集落排水施設の整備事業に係る地方債の償還に要する経費に対し、補助する。
H23決算額(負担割合)	585,996千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県農業集落排水整備事業起債償還補助金交付要綱
開始年度	平成13年度
所管課	農地部農村環境課

89	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農用地等集団化事業）
目的・趣旨等	農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝え、我が国にとってかけがえのない存在となっている。しかし、少子高齢化等の急速な進行や所得の減少、都市部に比べて生活環境の整備が遅れていることなどから、地域としての活力の低下傾向が続いている。このような中、近年の農山漁村に対する都市住民の関心の高まりを受け、家族の多様なニーズ等に応じたライフスタイルを実現するための手段の一つとして二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者が増えはじめている。これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るために、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）が制定されたことを受け、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。
H23決算額(負担割合)	7,882千円(国 50%(55%)、県 10%、市町村等 40%(35%) (交換分合付帯農道等整備は国 50%(55%)、県 5%、市町村等 45%(40%)) ※()書きは離島及び特定地域に適用)
根拠法令等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱・要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 新潟県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱
開始年度	昭和33年度
所管課	農地部農地整備課

90	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田保全整備事業）
目的・趣旨等	農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝え、我が国にとってかけがえのない存在となっている。しかし、少子高齢化等の急速な進行や所得の減少、都市部に比べて生活環境の整備が遅れていることなどから、地域としての活力の低下傾向が続いている。このような中、近年の農山漁村に対する都市住民の関心の高まりを受け、家族の多様なニーズ等に応じたライフスタイルを実現するための手段の一つとして二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者が増えはじめている。これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定されたことを受け、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	16,084 千円(一般地域型：国 55%、県 10~20%、市町村等 25~35% 県土保全型：国 55%、県 12.5~22.5%、市町村等 22.5~32.5%)
根拠法令等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱・要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 新潟県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱
開始年度	平成 15 年度
所管課	農地部農村環境課

91	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）
目的・趣旨等	農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝え、我が国にとってかけがえのない存在となっている。しかし、少子高齢化等の急速な進行や所得の減少、都市部に比べて生活環境の整備が遅れていることなどから、地域としての活力の低下傾向が続いている。このような中、近年の農山漁村に対する都市住民の関心の高まりを受け、家族の多様なニーズ等に応じたライフスタイルを実現するための手段の一つとして二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者が増えはじめている。これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るために、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定されたことを受け、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。
H23決算額(負担割合)	130,855千円(国 50%(55%)、県 12.5%(17.5%)、市町村等 37.5%(27.5%)(区画整理単独実施地区は国 50% (55%)、県 10% (15%)、市町村等 40% (30%)) ※()書きは離島及び特定地域に適用)
根拠法令等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱・要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 新潟県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 土地改良法
開始年度	平成10年度
所管課	農地部農村環境課

92	農村振興総合整備事業
目的・趣旨等	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施する事業に対し、補助する。
H23決算額(負担割合)	384,881千円(国 50%、県 0~20%、市町村等 30~50%)
根拠法令等	地域自主戦略交付金制度要綱 地域自主戦略交付金交付要綱 新潟県農村総合整備事業補助金交付要綱 土地改良法
開始年度	昭和48年度
所管課	農地部農村環境課

93 農業集落排水事業	
目的・趣旨等	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備事業に対し、補助する。
H23 決算額(負担割合)	248,572 千円(国 50%、市町村 50%)
根拠法令等	地域自主戦略交付金制度要綱 地域自主戦略交付金交付要綱 新潟県農村総合整備事業補助金交付要綱
開始年度	昭和 58 年度
所管課	農地部農村環境課

94 新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金	
目的・趣旨等	ご当地グルメを活用した地域の観光振興の取組を支援し、交流人口の拡大を図るために、市町村等が実施する県内全域を対象としたご当地グルメイベントに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	6,451 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県ご当地グルメイベント開催費補助金交付要綱
開始年度	平成 23 年度
所管課	産業労働観光部観光局交流企画課

95 新潟県観光協会補助金	
目的・趣旨等	新潟県の観光振興を推進するため、公益社団法人新潟県観光協会が行う観光振興に係る事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23 決算額(負担割合)	62,886 千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県観光協会補助金交付要綱
開始年度	昭和 39 年度
所管課	産業労働観光部観光局観光振興課

96	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金
目的・趣旨等	新潟県の観光振興を推進するため、宿泊業界団体の中核的役割を担う新潟県旅館生活衛生同業組合が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する (1)組合組織の強化と組合員の団結に資する事業 (2)県内観光地への誘客に資する事業 (3)温泉の振興に資する事業 (4)組合員の能力開発に資する研修事業
H23決算額(負担割合)	2,000千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県旅館生活衛生同業組合補助金交付要綱
開始年度	昭和55年度(決算書で確認できた年度)
所管課	産業労働観光部観光局観光振興課

97	観光振興事業補助金
目的・趣旨等	新潟県の観光振興を推進するため、公益社団法人新潟県観光協会が行う観光振興に係る事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	2,880千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県観光協会補助金交付要綱
開始年度	平成12年度
所管課	産業労働観光部観光局観光振興課

98	観光基盤整備事業補助金
目的・趣旨等	本県観光の魅力の向上を図り、観光入込客数の増加と交流人口の拡大を図るため、市町村等が実施する地域の基盤となる観光施設づくりに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	59,570千円(県 100%)
根拠法令等	新潟県観光基盤整備事業補助金交付要綱 新潟県観光基盤整備事業補助金実施要領
開始年度	平成20年度
所管課	産業労働観光部観光局観光振興課

99	新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金
目的・趣旨等	地域主体による観光資源の磨き上げ等の取組を支援し、魅力ある観光地づくりを進めるため、市町村等が実施する旅行者のニーズを捉えたテーマ性を有する旅づくりに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
H23決算額(負担割合)	5,450千円(県100%)
根拠法令等	新潟県魅力ある観光地づくり支援事業補助金交付要綱
開始年度	平成20年度
所管課	産業労働観光部観光局観光振興課